

第27回軽米町議会定例会

令和 4年 3月 4日 (金)

午前10時00分 開 議

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-----|-----|----|---|
| 4番 | 中村 | 正志 | 君 |
| 9番 | 細谷地 | 多門 | 君 |
| 10番 | 山本 | 幸男 | 君 |
| 3番 | 江刺家 | 静子 | 君 |

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君	12番	松浦	満	雄	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課長	梅木	勝彦	君	
会計管理者兼 事務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長		福島	貴浩	君	
町民生活課	総括課長	松山		篤	君
健康福祉課	総括課長	内城	良子	君	
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君	
地域整備課	総括課長	工藤		薫	君
再生可能エネルギー推進室	長	梅木	勝彦	君	
水道事業所	長	工藤		薫	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君	
教育委員会事務局	総括次長	大清水	一敬	君	
選挙管理委員会	事務局長	梅木	勝彦	君	
農業委員会	会長	山田	一夫	君	
農業委員会事務局	長	江刺家	雅弘	君	
監査委員		西山	隆介	君	
監査委員事務局	長	小林	千鶴子	君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって4番、中村正志君、9番、細谷地多門君、10番、山本幸男君、3番、江刺家静子君の4人とします。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇4番 中村正志 議員

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 4番、中村正志です。議長の許可をいただきましたので、私から追加質問を含めて4項目について質問をさせていただきます。

初めに、議会で採択された住民団体等からの請願、陳情の案件について、令和4年度における町としての取り組み方についてお伺いします。地域住民団体から議会へ提出された請願、陳情の中から2点についてお伺いしたいと思います。令和元年5月からの私たち議員任期の期間中に提出された請願、陳情のうち、地域住民団体からの案件は1件だけでした。遡りまして、前任期間中の請願、陳情でまだ政策に反映されていない案件が1件ありましたので、その2件について今後の町の取り組み方についてお伺いします。

1点目です。令和2年12月15日付で採択されました軽米小学校裏の生活道路の町道認定及び拡張整備についてでございます。このことについては、1年前の令和3年3月定例会の一般質問でも取り上げさせていただきました。そのときに、令和3年度を取組として、これまでの要望や交渉経緯などを総合的に勘案し、個別に地権者と道路用地の交渉を行い、同意を得られた際には行政区全体への説明会を開

催するなど、段階を踏まえながら町道認定、整備を検討していきたいと答弁されました。また、周辺道路と一体的に整備を進めることで、周辺的生活環境等の改善が図られると理解しますので、時間をいただきながら、総合的に判断してまいりたいと考えとも答弁されています。あれから1年を経過します。請願、陳情路線について、これまでの取組内容と今後新年度における課題解決に向けた取組方針等についてお伺いします。

2点目の前任期のときに遡っての請願、陳情案件です。案件名は、町道上野場名川線と農免農道観音林地区までの道路についての町道認定についてであります。この案件は、平成29年11月24日付で陳情書が提出され、平成29年12月定例会、平成30年3月定例会で継続審査となり、平成30年6月13日付で採択されました。また、この路線は、平成29年2月にも議員2名の紹介で道路の改良整備を求める請願が提出され、同年3月定例で継続審査となり、6月定例会で採択されております。2回にわたり請願、陳情があり、議会で2度も採択しておきながら、いまだ町当局から町道認定の議案が提出されておられません。請願された住民の方々は、請願書を提出されてから5年余りになります。どのようにお感じになられているのでしょうか。議会も当てにならないなと思われても致し方ありません。この件について、町長はどのように受け止めておられるのでしょうか。本件について、これまでどのように検討され、今後どのような取組をしようとしているのかお伺いします。

3点目ですが、請願、陳情ではありませんが、関連いたしまして議会で人口減少・少子化対策調査特別委員会を設置し議会決議している4項目のうち、子供が安心、安全でママ友交流ができる公園整備について、令和4年度においてどのような手法で整備しようとしているのかお伺いします。先日の町長施政方針では、このことに関連して総合発展計画で子育て支援環境の充実の一つとして位置づけている。子供や保護者などが安心して安全に遊ぶことのできる公園の整備に向け、子育て世代の意見や要望等を伺う機会を設け、設計に反映できるよう進めていくとともに、財源の確保や管理体制等の検討を進めると話されました。昨年9月に人口減少等の特別委員会で担当課からの意見を聞いたときから全く進展していないではないでしょうか。また、議会で要望している決議内容を全く理解していないようです。私たち議会が要望している公園は、身近でいつでも誰もが散歩がてらに出かけて、親子で遊ぶことができるような小公園的なこと、お金も大したかけないで整備できる場所をお願いしているのです。これまでも具体例として防災センター周辺に遊具を増やしてベンチを置いて、安全性を考慮してイルミネーションを整備している現在、併せてのレイアウトで十分ではないかと思いますが、いかがでしょうか。まず、議会が要望している公園の内容を理解していただくことが始まりのような気がします。お

金をかけなくても町民がふだん憩いの場として親子団らんで楽しめる場づくりは、身近にいろんなどころにあると思います。かるまい議会だよりの巻末ページ、町民インタビュー「かるまい町に住んでみて」を読んでいただければ、議会で要望している公園整備の内容を理解いただけるものと思います。

最後に、これまで3点の質問項目と重なることとなりますが、改めてお伺いします。町長は、議会決議や町民の声を反映した政策提言などについて、どのように考えているのかお伺いします。これまで議会からの質疑、提言などにおいて、町民の声を聞いて検討したいという答弁をされてきました。議員は、住民から選ばれた代表であり、議員の発言は住民の意見であり、住民の声であると思うのですが、議員の政策提言などについて山本町長はどのように受け止められてきたのか、また議会に対しての考え方をお伺いします。

以上、住民要望の提言への取り組み方についてお伺いしました。前向きな答弁方、よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の議会採決の請願、陳情要件の取組についてのご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の請願、陳情し、採択された件について、令和4年度における町としての取組についてのご質問にお答えいたします。まず、法定外公共物と町道認定の流れについてでございますが、法定外公共物、いわゆる里道で道路法の適用を受けない道路であります。これは、平成12年に国有財産特別措置法の改定により、地方分権の推進が図られ、以前は国有財産として国が管理しておりましたが、平成16年に町に移譲されました。拡張整備するためには、町道としての認定が必要となり、その流れとしては要望団体より道路及び隣接者の同意が必要となります。法定外道路を含め、道路幅員4メートルを確保することを要件としており、地元要望路線等については道路幅員4メートルに満たない部分を地元関係者より分筆していただいた上で寄附をしていただき、町道認定基準に基づき事前審査、認定可否の判断後に議案として提案し、議会の議決を経て町道認定となります。

最初に、令和2年12月15日付で採択された軽米小学校裏の生活道路の町道認定及び拡張整備についてでございますが、当該路線は令和3年3月定例議会において周辺に公共施設等があることから、周辺道路と一体的に整備を進めるなど、総合的に検討してまいりたいと説明したところでございます。その後、令和4年2月20日に町内会の方々が訪れ、要望の趣旨を説明いただき、町道認定までの流れを説明したところでございます。今後につきましては、地元関係者の合意形成を図っていただきながら、町といたしましては道路の基準や構造、線形など、情報提供して

いただきたいと考えております。

次に、平成30年6月13日付で採択されました町道上野場名川線と農免農道観音林区までの道路についての町道認定についてお答えをいたします。当該路線は、町道上野場名川線を起点として、農免農道観音林を終点とする延長約980メートルの路線でございます。当町と青森県南部町の県境付近の畑地帯を通る路線であります。令和2年度に道路に隣接する地権者の方々から要望路線の一部で町道上野場名川線から南部町の町道飛鳥線までの区間について、受益者が整備して道路部となった用地について寄附したいとの申出があり、受益者が関係機関と協議し、町では構造的なアドバイスを行い、整備した道路と用地を町が受託することで進められておりました。今年2月に新たに道路用地となった土地の所有権移転登記が完了したところであり、今後においては町で道路として有効に活用していきたいと考えております。今後、寄附いただいた路線以降は、法定外道路となっており、また終点部の一部が民地の農地であることなど、町道認定の要件を満たすには現段階では課題があると認識しております。いずれにいたしましても、要望のあったものにつきましては、実態を把握しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の子供が安心、安全でママ友交流ができる公園整備について、新年度においてどのような手法で整備しようとしているのかについてお答えいたします。令和2年12月定例会において議決されました人口減少・少子化対策に関する決議によりご提案を受けました公園整備につきましては、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする町総合発展計画において、子育て支援環境を充実するための主要施策の一つとして位置づけ、整備を進めていくこととしております。令和3年度は、岩手県内のほか、隣接する青森県と秋田県の公園を視察し、他市町村の公園整備の現状等について基本的な情報を収集したところであります。令和4年度につきましては、子育て世代の意見を反映された公園整備計画とするため、公園設置に関わる検討委員会を設置し、軽米町にふさわしい公園についてのご意見を伺い、議論を重ねてまいりたいと考えているところであります。令和4年度の当初予算に委員謝礼と視察に関わる旅費等の予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。なお、公園の整備時期などにつきましては、既存の施設や跡地利用などについても議論を深めながら、適切な規模や場所、整備時期など、総合的に検討してまいりたいと考えております。

3点目の議会決議や住民の声を反映した政策提言などについて、どのように考えているかについてのご質問にお答えいたします。議員の皆様におかれましては、町民の代表として町民の多様な意見を把握し、政策提言や福祉の向上を目指して多くのご意見をいただいていることに対しまして、感謝を申し上げます。議員からの質疑、提言についての対応として、町民の意見を聞いて検討したいと答弁してきたこ

とについての質問でございますが、町民の皆様から請願、陳情により議会において採択された事業や、議会を中心として町民の皆様との意見交換を通じて決議された政策提言などにつきましては、中村議員おっしゃるとおり、当局においても住民の意見であり、住民の声であるとの認識により、重要な課題であると捉えているところでございます。

しかしながら、早急に事業実施に向けた対応を検討していく中で、限られた予算の中で事業優先順位の検討や、より最少の経費で効果を最大限発揮させるためにも、町民とのさらなる意見交換による合意形成が重要であると考え、答弁させていただいているところでございます。議員の皆様には、町政における課題につきまして、多くの町民の意見を把握していること、地方行政重視の時代において、合意形成や意思決定など、新たな方向性の探究などに活動いただいております。今後におきましても町民と連携した問題解決に向けた政策提言など、大いに期待しているものでございます。

町長と議会の関係につきましては、二元代表制の下、それぞれが選挙によって選任され、それぞれの役割を担っているものでございまして、今後も持続的で豊かな町づくりの実現に向けて、主体的、機能的な議会活動を実施、実践していただくことをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 答弁ありがとうございました。まず、1つ再質問させていただきましても、最初の軽米小学校裏の生活道路の町道整備についてでございますけれども、2月20日に代表の方を呼んだのか、自主的に来たのかは分かりませんが、その方々に説明されたというふうなお話でした。2月20日と言えば、私が通告したのが2月18日でしたので、2月18日だったな、そう思いましたけれども、何かそれ以前にこういうようなのが来たからと思ってやられたのかなというふうにちょっと今聞いていて感じましたけれども、取りあえずそれはそれとして説明された。そのときに、その方々がどのように説明を受け止められたのかというふうなことをちょっと、その状況をお聞かせ願えれば、それが第1点お願いします。

それから、前回の質問のときも、町道整備に必要な案件については、政策的以外なものについては用地を寄附採納していただかないと整備できませんよというふうなことを今回も繰り返し言われておりますけれども、では軽米小学校建設当時にそこを整備しようとしたときは何だったのかなと。あくまでもあれは、もう政策的に当然整備しなければならなかったという路線だったと認識していると思っておりますけれども、それと今そのときに交渉でちょっとつまずいたということで先送りにされて

いると。でも、必要がある道路であるということは認識しているものと思いますけれども、それでもなおかつやはり寄附採納していただかなければならないのか、その辺はちょっと整合性が取れないのかなという気がしますけれども、ここの点について、2点目お伺いします。

それから、今回施政方針の中で、どこだかの町道が完成したので、新たに今度調査測量等を実施する路線が2路線あるというお話がございました。2路線というのはどこなのかお知らせいただきたいと思います。生活道路、軽米小学校裏の件についてはその点です。

それから、上野場地区のほうの生活道路の整備についてですけれども、一部は何か別なところに施設を造って、それまでの道路を自分たちが整備したから、それを町に寄附したと。それを受け取って、それを活用したいと。何か私も当時常任委員会に入っていたので、調査したときに、そういう話があるのかなというふうなことも予想されていた。それが実際にそういうふうになったのだなと思って、私今聞いていました。ただ、その先がまだこれからどうするか。このときに、常任委員会で審議した中で課題となったのは、町道整備だけではなく、道路整備においては農道整備というふうな手法もあるわけですが、今現在は農道整備等に対する補助とか、そういうふうなのがないということで、農道では整備できないというのがあちこちの現状であるというふうなことで、やはりそういうことも踏まえれば、農地等、今後活用していく上で利便性を考えるのであれば、何とかして町道、今できるのは町道ではないのかなというふうなことで、そこを町道認定の採択の賛成が多かったのではなかったかなというふうに思うわけです。ですから、そういう農地に行ける場所として、そういう道路整備、昨日の一般質問の中でも農地までの山間部等の遠いところの道路が非常に狭いと。大型機械等も持っていけない。そういうふうなところが多くあるというふうなお話もございました。やはりそういうふうな現状の中で、何とか町単独でもいいから、そういうふうな利便性を持った道路整備というふうな手法も考えられないのかなというふうに思うわけですけれども、その辺のところはどのようにお考えなのかお伺いします。

それから、公園整備ですけれども、昨日の一般質問の中でも提言の中にもございました。交流駅ができれば、駐車場の近くに小公園的なのを、遊具とか小動物園とかというのを造ってもいいのではないかなというふうなお話がありました。まさに私たちが要望しているのは、そういう身近なちっちゃなところ、身近なところで親子が1組でいい、2組でいい、それぐらいの人たちが来て遊べる、憩いの時間を使えるような場所を求めているわけです。だから、今町がやろうとしていることと全く食い違いがある。もう少し私たちは私たちなりに、町民からの要望を受け止めているわけです。議会だよりを、もうあそこのページを始めてから、町民インタビュー

を始めてからもう7年になります。その都度あの中で、また3分の2以上の人たちが小公園的なのが欲しいというふうなことを言っているわけです。それを全く理解していただけない。ましてや今回ミレットパーク、フォリストパークの公園等も大きなお金を、大金をかけて造ったのをもうなくしようと、廃棄する施設も出てきている。確かに老朽化していますから、それはそれとして、大型公園は大型公園として、また目的が大きく違うかと思えます。ですから、それはそれとして、別個にやはり町民の方々が身近に散歩がてら行けるような場所づくり、もう少し視点を変えてほしいなというふうに感じるわけです。今現在だって、いっぱいそういうふうな候補地があるかと思えます。例えば、ハートフルスポーツランド、私もたまに行くのですけれども、あそこにやはり小学生の子供たちを連れていった親子がキャッチボールをしたりとか、一緒に走ったりとか、そういうふうな光景を見受けます。また、候補地としては、やはりいっぱいあるのではないかな。さっき言った防災センターの周辺だとか、例えば現在なかなか使われていないようなゲートボール場、学校のすぐ近くですけれども、あそこに5面必要なのかなと。であれば、ゲートボール場だって2面ぐらいにして、3面ぐらいの用地を少しそういう遊べるような場所にしてはどうかとか、ちょっと歩いて行けるような場所というのが町にいっぱいあるのではないのでしょうか。

また、児童館とか保育園等で使っている遊具等だって余っている。それを有効活用できるのであれば、お金を大したかけなくてできるのではないのでしょうか。それをやりながら、もっともっと町民の要望が聞けるのではないかな。今何か大きな話としてやっているようですけれども、それは1つの別な交流人口の増とか、そういうふうな目的が全く別個ではないのかなというふうに感じます。ちょっとその辺のところは、見直ししてもいいのではないかというふうに思いますけれども、公園整備について再度お伺いしたいと思います。

最後の町長の議会に対する考え方については、そのとおりであれば、そのように今後進めていただきたいと。私たちは私たちなりに、ちょっと課題を解決できないことも多々ございます。ですから、それらをどのようにして、何とか政策提言を政策実現に向けるにはどうすればいいかというのは、我々の課題なのかなというふうに思いますので、我々は我々なりの勉強もしながら、進めていきたいと思しますので、この件についてはよろしいですけれども、以上の再質問について答弁方、よろしくをお願いします。

○議長（松浦満雄君） 地域整備課総括課長、工藤 薫君。

〔地域整備課総括課長 工藤 薫君登壇〕

○地域整備課総括課長（工藤 薫君） 中村議員の再質問、町道、請願、陳情の軽米小学校裏線の部分について、2月20日に代表の方に説明された内容をどのように受け

止めてもらえたかというようなご質問ですけれども、まず桜山町内会の方が役場のほうに訪問されて、内容については小学校裏の町道認定についての陳情をいただいていたので、その部分がどのような進捗なのかというふうなこと、あとはその地区で、地域ではどんなことが協力できるのかというふうなお話だったと記憶してございます。

まず、小学校裏の部分の赤線というか法定外道路につきましては、まだ町道認定されておりませんし、町道認定するに当たっては道路規格があるというふうなお話で、こういう4メートルというふうなお話でいきましたけれども、その部分についてこういう規格が必要ですよというふうなお話。地域のほうから積極的に言われたのは、自分たちのほうでも何らかの協力が必要であればということで、地権者の方にも地区のほうでもまとめて打診してみようかというふうなお話、おおむねそういうふうな内容でございました。

まず、うちのほうでは、土地所有者はやっぱり土地提供となりますと潰れ地が発生しますので、どのような潰れ地の格好になるかというのが大変興味深いところでございますので、道路の線形をイメージして、桜山地区の方にも情報提供、あとは土地、地権者のほうにも若干そういうふうな協議をしていきたいというふうに考えてございまして、まずルート、線引き、道路線の構想をこれから描いていくというふうな格好で説明してございます。

2点目の政策的以外のものは、寄附されて町道認定、政策的なものは寄附ではなくてもよろしいのではないかとというふうな内容かと思いましたがけれども、政策的であるとかないとかというふうなところですけども、小学校建設当時、町道、今の法定外道路を町道として整備していくという構想はございませんでした。小学校建設時に小学校用地としての部分で道路付近の土地を買収して小学校建築に活用したいというふうな構想があったわけですけども、その構想は土地地権者のほうの承諾が得られなくて頓挫したというふうな格好で伺ってございます。

3点目の今年度計画された2路線の改良整備の内容ですけども、この部分につきましては、町道板橋米田岡堀と、それに接する町道靄岳開拓線の改良整備のための調査測量設計業務を本年度予算化をお願いしてございます。

4点目の町道上野場名川線と農免農道観音林地区までの道路路線についてですけども、いずれ当該陳情路線につきましては、農地で止まるというふうなお話も回答してございましたけれども、町道認定となる要件、集落間を連絡する道路の点においても、現段階では課題があると認識してございます。今後どのように連絡道として機能するのか、その利用状況を見極めなければならないというふうに考えてございます。ですから、当面は、今回寄附いただいた道路路線以降は、法定外道路として管理していきたいと、そういうふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 公園の整備につきましては、私も議員からいろんなご要望等いただきながら、あちこち私も見て歩きながら、今課長にも指示しながら、進めております。今高齢化の中にも、今幼少期と申しますか、3歳以下、幼い子供たちがきちんと安心して遊べるような遊具を設置させたりとかという、そういうところも今検討しております。

そしてまた、気軽にあちこちというようなご提案でございますけれども、幼少から小学校に上がる前のもう少し大きな幼児、それからまた小学校低学年と、各年齢に応じたような、そのような遊び場がある程度集約してまとまっているところで子供たち安心して各年齢ごとに遊ばせるようなのが私は一番理想的かなと、今考えております。そういうことで、しっかりとそれも進めてまいりたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

昨日、茶屋議員のほうからも、交流駅のいろんな人が集まっているような活発なイベント等できるような場所にしてはというようなご意見もありますから、それも鑑みましてもそういう方向がいいのかなというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 3回目ですので、簡単に。最後に、先ほどの町道上野場名川線のほうのあれは、これまでどおり赤線として管理していくというふうなお話でした。ということは、もうそれ以上のことはないのかなというふうに感じました。先ほど私がちょっとご提言申し上げたのは、農地としての活用等を含めた上で関係課等との連絡も取りながら、もっと幅広い観点で、道路だけを整備するというのではなく、農地等活用も含めた、そういうふうなものの利用等も含めた上での検討がされるべきではないかなと思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

あと、公園整備については、私がお話ししたことを幾らかはご理解いただいたのかなというふうに感じております。交流駅等に関しての駐車場の提案にもありましたけれども、前にも私もあの中にはバスケットゴールも置いたら、造ったらいいのではないかと。ましてや、この前何か小学生の子供たちが菊池雄星さんとお話しされた。その中で、菊池雄星さんのお話の中では、いっぱいボールを投げたり打ったりする。その中で、壁に向かってボールを投げたという、そういうふうなお話もございました。私も昔そういうふうな経験もございまして、やはり壁があれば、そ

ここに野球であればキャッチボール、1人ではできないから、壁に向かってボールを投げるといふ、そういうふうな遊びというふうなのもできるのではないかなど。ですから、そういうふうなたわいのないようなことと言え失礼ですけれども、そういうふうな身近な中で、子供たちは遊びを見つけていくのではないかなど。遊びの中から、やがては体力増強、そして夢ですけれども、オリンピック選手というふうなのも生まれないわけでもない。だから、そういうふうなことも観点に入れて公園整備を進めてほしいなというふうに感じますので、公園整備についてはよろしいですけれども、町道上野場名川線の関係だけ、1点だけ、最終、お願いします。

○議長（松浦満雄君） 地域整備課総括課長、工藤薫君。

〔地域整備課総括課長 工藤 薫君登壇〕

○地域整備課総括課長（工藤 薫君） 先ほどの再質問の町道上野場名川線との道路、町道認定の部分の再質問ですけれども、先ほども申したとおり、町道の管理としてはちょっと問題があると、課題があるというふうなことになります。おっしゃるとおり、農地利用の関係等ございますけれども、これから関係課、産業振興課とも相談しながら、まず今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） それでは、続きまして、次に第2項目の自主防災組織の活動についてお伺いします。

まず、第1点目として、最新時点での軽米町の自主防災組織の現状についてお伺いします。各地域での組織の設置状況や、防災士の取得状況、組織後の主な活動状況など、具体的にご紹介いただきたいと思います。

また、町として自主防災会に対して何を期待しているのかお伺いします。

自主防災会の活動内容は、地域によって違うのではないかと思います。町内全体での課題は何か。それぞれの地域における自主防災組織の必要性は何か。全地域における共通性、または独自性など、各地域の実態把握を行い、町としての自主防災会の活動指針を持つべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、自主防災組織と消防団との連携はどうあればいいかお伺いします。地域の災害の一つとして火災がありますが、その際に消防団と自主防災会との連携をどう図ればいいのか。組織の中での役割分担はされていると思いますが、いざ本番というときに実践するのが難しいのではないかと思います。消防団の指導、連携が必要と思われま。

また、消防団の団員確保が困難とお聞きしますが、現状はどうか。団員確保の課題は何かお伺いします。各地域における消防団への意識が薄いのではないか。

報酬の引上げがされていないのではないかと。行事への参加が多忙、出初め式の寒さ対策など、若い団員確保への課題は多々あると思いますが、現状分析についてお伺いします。

次に、危険な空き家や崖崩れ、倒木の心配箇所等が各地域にあると思いますが、現状把握をどのようにしているかお伺いします。危険な空き家の撤去については、ある町では行政代執行による撤去を始めたという新聞記事がありました。通学路に近い危険な空き家も存在し、保護者から通学させるのが怖いという声もあります。また、自宅周辺の大木が倒れてくるのではないかと心配する家庭も多くあります。町全体における現状把握と対応策をどのように考えているのか、お伺いします。

最後に、提言というより要望です。自主防災組織を設置したが、今後どのような活動をしていけばいいのか。その後の活動が停滞しては、もったいないと思います。自主防災会相互の情報交換の場としての連絡協議会の設置を働きかけ、勉強会や活動事例の紹介などを行いながら、各地域の活動の一助にしてはどうかと思いますが、連絡協議会の設置についてどのようなお考えか、お伺いします。

以上、自主防災組織の活動についてお伺いしました。答弁方、よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の自主防災組織の活動に関するご質問にお答えいたします。

初めに、組織の設置、活動状況等についてお答えをいたします。本年2月末、現在の自主防災組織は11組織、防災士の資格取得者は16人となっております。自主防災組織の活動状況でございますが、各組織で地域活動事業費補助金を活用し、初期消火訓練や炊き出し訓練、消防署員や防災士を講師とした講習会、除雪機による高齢世帯の除雪作業、備蓄倉庫の設置や、非常食の備蓄が行われております。また、令和2年度には、1組織において県主催の自主防災組織活性化モデル事業による実務的な研修により、組織の活性化を図ったところであります。

自主防災組織の役割といたしましては、平時における災害危険箇所の把握や防災訓練の実施、災害時の情報収集と伝達、初期消火、避難誘導等、様々な活動が挙げられますが、まずは組織内の皆様の命を守るための活動、行動をお願いしたいと考えております。

洪水や土砂災害、地震など、災害ごとに発生の仕方や対応は異なるわけですが、家族や隣近所あるいは避難に支援が必要な方々と声を掛け合い、早めに避難するなど、身の安全を確保すること、安否の確認など、災害発生後に早い行動を取ることができるよう研修や訓練などを通じて、日常からの防災対策、減災対策への

意識を高めていただきたいと考えております。

それぞれの組織において、どのような対応を想定するかは、地域の地理的条件や就業の状況、年齢構成によって異なってくるものと思われまます。個別的な状況も踏まえながら、地域内でよく協議していただくことが大切なことと考えております。

次に、自主防災組織と消防団との連携についてお答えをいたします。消防団につきましては、8分団が組織されており、消火、防火活動のみならず、水害時の警戒活動、安否確認等に対応いただいているところであります。消防団と自主防災組織の連携につきましては、主に平時における啓発活動や情報共有が有効と考えております。具体的には、火災予防等、防災に関わる啓発活動による防災意識の高揚、消火栓や消火器を使用した初期消火訓練、地域内の要支援者の情報や危険箇所の情報共有などが有事の際、それぞれの活動に役立つと考えるところであります。

消防団員の確保については、ポスターの掲示等、広報活動や地域コミュニティー等を通じた団員各位による直接勧誘等により入団を呼びかけているところでありますが、団員数は毎年減少を続けている状況であります。団員数の減少は、全国的な課題で、その主な要因としては就業形態の変化や、消防団活動に対する価値観の変化が挙げられており、当町においては若年層の人口減少も大きな要因と考えております。

消防団活動につきましては、阪神・淡路大震災や、東日本大震災など、大規模な災害の経験から、その重要性が再認識され、団員の確保に向け、女性団員の加入促進や、機能別消防団員制度の導入などの対策が取られている自治体もあることから、それらの事例も踏まえながら、対応策を協議してまいりたいと考えております。

なお、消防団員の報酬の引上げについては、消防庁による消防団員の処遇改善等に関わる通知を尊重しつつ、近隣市町村の動向も参照しながら、令和4年度内の改定に向け、検討することとしております。

次に、危険空き家の撤去や崖崩れ等の現況把握と対応に関するご質問にお答えいたします。危険空き家の撤去とは、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく行政代執行による撤去になりますが、これまでににおいては撤去等の実績はないものであります。崖崩れ、倒木の心配箇所の現状把握につきましては、町道328路線の延長352キロメートル、17の準用河川56キロメートルについて、定期的なパトロールを実施し、路線の損傷やガードレール、標識の道路施設、側溝のますの詰まり、落石、倒木など、様々なポイントを確認しているところであります。また、過去に崖崩れ等の被災のあった箇所は、注意喚起のための看板を設置しているほか、異常気象時は重点区間としてパトロールを強化しているところであります。倒木の心配箇所の現状の把握については、パトロールのほか郵便局との情報連携、通行者からの通報により把握しております。樹木については、基本的に所有者が枝払いや

伐採など適切な管理をお願いしておりますが、道路通行の妨げになっている倒木や枝などは、緊急措置として町が伐採処理を行うなどしております。なお、パトロールにおいて異常が発見された場合には、軽微なものであればその場で対応し、対応が難しいものは業者を手配し、対応しているところであります。

最後に、自主防災組織の連絡協議会の設置についてお答えをいたします。自主防災組織相互の情報交換や情報共有の機会を設けることにつきましては、それぞれのアイデアを吸収し合い、活動内容の充実が期待できることから、組織結成に取り組もうとしている地域にも有効と考えられますが、当面は研修会や講習会の中でそのような機会をつくることとし、連絡協議会等の組織につきましては今後の結成状況を見ながら、結成済みの組織の方々と相談してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

1つの、先ほどの答弁の中で、11組織とありましたけれども、果たしてこれ正しいのかなど。なぜならば、先日説明いただきました国土強靱化地域計画、施政方針では昨年策定したという言葉がありましたけれども、これは間違いだったのではないかなど。これは、来年というか、4月からの5か年計画であるという、その中に組織数47とあります。ちょっと数字が違うなど。ここを1つ確認したいと思います。

消防団員については、この計画では408人と、昨日の同僚議員の質問の中では400人という言葉が出ていましたので、いずれ充足率は80%ぐらいだなというふうを感じるわけです。その中で、あと消防団員については、減少傾向にあるということで、今後女性団員等も含めて確保していきたいというふうにありましたけれども、女性団員が入ったら、役割はどういう役割になるのでしょうかというのが1つの疑問を感じるどころもございます。各市町村等では、女性団員等も積極的に入っているというところもあるわけですがけれども、先日何か岩泉町と警察署長との協定の中で、ドローンを活用した災害対応等も行うと。やはりこれからの災害とか、そういうふうな部分に対応していくには、ただ単なる労働力といいますか、体力を使ったものだけではなく、そういうドローンを活用した災害、状況の把握とか行方不明者の捜索とか出てくるのではないかなど。ハイテク活用等であれば、別に体力に自信がなくてもできる作業等にもなるのかなど。そういうふうな消防団の活動状況もちょっと見直ししながら、見直しといいますか、それなりに対しての支援、援助等もしながらやっていくことが必要ではないのかなと思っておりますけれども、女性団員の確保のためにどのように考えているか、2点目。

3点目ですけれども、あと役場職員の消防団員の加入率はどういうふうな状況な

のか。ある時期、何年か前は何か役場に入るには消防団員に入るのが義務づけられているような話を聞いたときもございました。現在どのような状況になっているのか。先ほどの中には、就業構造の変化と。町外に働きに行っている若い人たちが多くある、そういうふうな状況の中で、消防団員に加入できないというのがあるのだというふうなお話ではないかなと。地元にいると言えば、そういう役場職員等が一番身近な者として一番大きな戦力になるのではないかと思いますけれども、100%であれば一番いいのでしょうけれども、何%ぐらいなのか教えていただきたいと。

報酬の引上げについては、昨日もありました。先送りだなというふうに感じております。何とかこれも早めに実施して、魅力ある消防団活動につなげていっていただければと思いますので、そこはお願いしておきます。

あと、危険空き家について、また倒木についてですけれども、実は私の地域でも防災会を結成しているわけですが、その中で昨年11月に町内の全世帯のほうから調査活動を行いまして、そういう場所がありますかと、危険な空き家とか危険な倒木のおそれがあるところとかございますかというふうなところで調査したところ、何件かございまして、それを役員の人たちで実地検証してまいりました。ただ、我々調査だけで終わりというか、調査はしましたけれども、では防災会で何をすればいいかと。なかなかそれはできないなと。そこで、町長のほうに、まずこういう状況です。何とか対応方、お願いしたいというふうなことで会長が出向いたと思いますけれども、私の地域だけではなく、いろんなところで道路とか河川とかだけではなく、家の裏山の木が倒れてきそうだと、いつどうなるのだろうか、そういうふうな思いを持っている人たちも多々いるのではないかなと。そういうふうなときに、どういうふうにして、未然に防ぐためにはどうすればいいかということをや役場のほうから指導を受けたいというふうに思うわけですが、その辺のところをどのように今後お考えなのか。所有者に対して働きかけていただけるのはどこなのかとか、そういう役割分担も必要になってくるのではないかと思いますけれども、その辺のところをどのようにお考えなのかお伺いしたいと。

連絡協議会については、何かあまり積極的ではないなというふうに感じました。簡単ではないのかなと。別に11の団体に対して、こういうふうな協議会をつくれますから、代表者の人は集まってくださいと。この中で、各防災会、各地域ごとの活動状況を報告していただくような場にしたいというふうにすればいいのではないかなと。先ほど町長が活動内容をいろいろお話しされていまして。私もうちで、私の地域でやっている内容もありましたけれども、まだやっていないのもあります。だから、そういうふうなのをみんな広く情報を交換することによって、ではうちでもこういうことをやってみようかというふうなことにつながる。そして、全体に必要なのは、こういうことだというふうなのが協議会等で生まれてくるのでは

ないかな。何か消極的だなと。報酬の先送りもありますけれども、なぜ必要だと思ったら、すぐにやろうとしないのか、ちょっと不思議ですけれども、もう一度連絡協議会について再度お伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） ただいまの中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の11団体は正しいのかというふうな部分の内容でございますが、今回の答弁に当たりましては、地域での団体が17組織ということでお話ししたものでございます。国土強靱化計画につきましては、そのほかに婦人消防協力隊等につきましてカウントさせていただいて、計画しているものでございますが、具体的に地域の防災といった観点から、今回の答弁については地域団体の組織数をお話しさせていただいたものでございます。

それから、消防団員の女性団員の確保というふうなこと、あるいは役割分担はどういうことをしているかというふうなことのご質問でございます。当町におきましては、現在の女性団員の方は5名加入している状況でございます。役割といたしましては、様々出初め式でありましたり、あるいは消防演習等でラップ隊の方々が活躍していただいておりますが、ラップ隊の女性の方々から消防団のほうに加入していただいて、本部付ということで活動していただいているというふうな状況となっております。

また、ドローン等を活用した対応というふうなこともお話をいただきました。こちらにつきましては、消防署あるいは軽米分署等とも協議をしながら、積極的な活用について今後検討してまいりたいと思います。

続きまして、役場職員の消防団の加入については、どのような状況なのかというふうなことでございますが、役場職員の男性職員につきましては、ほとんどの方に勧誘、採用の際に加入していただきたいという旨はお話をしまして、努力して加入していただいているところでございますが、実数は何%ということは現在のところちょっと把握してございません。

それから、報酬の引上げというふうなことにつきましては、先ほどお話をいたしましたとおり、各市町村等の状況を見ながら、本年度中には対応してまいりたいというふうに考えているものでございます。

続きまして、空き家や倒木についてということでございます。確かに下新町地区の防災会の皆様方からは、空き家あるいは倒木等の危険箇所があるというふうなことでお話をいただいたところであります。いずれ空き家でありましても樹木でありましても、やはり個人の財産ということから、なかなか行政としてすぐには対応い

たしかねる部分がございます。しかしながら、状況の確認をしながら、個々のケースに応じた対応について検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、協議会の設置というふうなことでございますが、現在17組織ございまして、なかなかコロナ禍の中で様々集まって協議会あるいは講習会等を実施できない状況となっておりますが、積極的に設置に向けまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（中村正志君） 時間がないので、次に入ります。

○議長（松浦満雄君） では、中村正志君。

○4番（中村正志君） 休憩入れないですか。

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩します。正面の時計で15分まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3点目、中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 次に、第3項目の交流駅医療廃棄物の費用負担についてお伺いします。

交流駅建設工事において、医療廃棄物が発掘され、処理費用の予算措置をしてから1年余り経過しました。昨年12月議会において、岩手県が支払うべき法的根拠を求められ、今後は弁護士と委託契約し、進めていくと答弁されました。その後、12月27日の臨時議会の特別委員会で、弁護士からメールで報告が届いているが、まだ内容は見えていないという答弁がありました。それから2か月経過しますが、全く新しい情報が提供されない状況です。

さきの町長施政方針演述で、現在医療廃棄物撤去処分等に要した費用負担については、県医療局との協議を代理弁護士に依頼しており、確定にはもう少し時間を要すると推察していると話されました。何か当事者間同士ではなく、人ごとみたいな感じがして、違和感を持つのは私だけでしょうか。何か答弁が見えているようですが、通告しておりました3点の質問についてお伺いします。

1点目、その後の岩手県との協議状況はどうなっているのか。法的根拠の内容なども含めて、お伺いします。

2点目、県との協議方法については、弁護士と対岩手県医療局との協議なのか、

町長及び町職員の立場、役割はどうなっているのかお伺いします。

3点目、現在岩手県議会も開催されていますが、岩手県の新年度予算に計上されたという情報は得ていないのか。また、県議会において、この件についての質疑等がなされているのか、情報があつたら、お伺いします。

以上、簡単ですが、交流駅医療廃棄物の費用負担について、答弁方、よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の交流駅医療廃棄物費用負担の岩手県との協議状況についてのご質問にお答えいたします。

最初に、この件に関する経緯について、再度ご説明いたします。ご承知のとおり、令和3年9月3日に県医療局長宛てに2回目の陳情を行いました。これに対し、10月14日に県医療局の職員2名が来庁し、直接県医療局に対して負担を求める法的根拠を示していただきたいと依頼されました。これを受け、10月19日付で盛岡市の北奥法律事務所と、県医療局に対して賠償請求等の交渉を行う一切の件について委任契約を締結した旨までを令和3年12月の定例町議会でご説明申し上げました。

その後、法的通知文書作成のための根拠資料の作成及び調整に約2か月ぐらいの日数を要しましたが、令和4年1月17日付で県医療局に県立軽米病院の廃棄物埋設行為に関する賠償請求についてという通知文書を発出し、令和4年1月末日を目途に諾否及び支払い時期等について、書面により回答くださるよう依頼した旨、法律事務所より報告をいただいております。これに対し、1月31日に県医療局の担当課長から検討にかなりの時間を要するため、書面による回答を令和4年2月末まで待ってほしい旨、法律事務所宛てに電話があつたという報告をいただき、現在県医療局からの書面による回答を待っている状況でございます。

なお、県医療局と交渉を行う一切の件については、既に法律事務所に委任しており、法的根拠の内容等を含め、今後の交渉に影響を与えることが懸念される事項等についての答弁は控えさせていただきます。

なお、町の今後の役割は、法律事務所に委託した交渉がスムーズに進むよう、法律事務所から依頼された資料の作成等について、的確かつ迅速に対応することと考えておりますし、町民の皆様方に公表できる状況に至った際には、速やかにご報告を申し上げたいと考えております。

最後になりますが、開催中の岩手県議会におけるこの件に関わる新年度予算及び質疑等の情報は一切得ておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） ありがとうございます。大体想定した範囲内での答弁かなというふうに思っております。

そこで、何点か再質問させていただきたいと思います。1つは、弁護士と委任契約というふうな言葉使いましたけれども、委任契約されたようではけれども、そのことについては前にも議会で話ししていただきましたけれども、弁護士の費用等についてまだ明らかになっていないなと思っていましたので、弁護士の契約金は幾らだったのかということ、まずお聞かせ願いたい。これだって町の予算だと思いますけれども、ただ予備費を使ったというふうなお話でしたので。

それから、1月17日付で県へ賠償請求を弁護士のほうからされたと。多分この内容は、当然町長は見ているとは思いますが。そこで、当初から町長が、まずこれはこのことに関しては、県が払うのは当たり前のことだというふうなことをずっと言い続けてきております。ですから、町長が考えた内容と弁護士が新たに作成した内容の中で違う点、新たな法的根拠といいますか、そういうふうなものもあったのかどうなのか。ただ単なる町長の今までの答弁は、法的根拠がなかったから、それを求められたと思うのですけれども、道義的責任というふうな物の考え方で要求してきたものだと思うのですけれども、法的根拠が多分示されたのかなと。法的な部分として、どのようなことなのか。何か交渉に差し支えると言いましたけれども、果たしてどうなのかなと。別に裁判をしているわけでもないのですから、その辺は私たちは軽米町民であるとともに、岩手県民でもあります。同じ立場の中において、どっちが払うにしても我々がどちらも関わりがあるわけですから、何かそういうふうなところで交渉に差し支えあるというふうなことは果たしてどうなのかなというふうに思うわけですから、そのことをお話しできるのであれば、お話ししてほしいなというふうに思います。

あと最後に、県議会のほうの情報は一切ないと。今まで、今回だけではなく、12月議会だって9月議会だってあったと思うのですけれども、県医療局に要望しているときに県議会のほうにも、個人宛てなのか議長宛てなのか会派宛てなのかは分かりませんが、要望しているというふうな情報もありますけれども、要望していたら、県議会のほうでも何らかの情報をこちらのほうにもお伝えするのが当然のことではないかなと思うわけですから、全くないということは果たしてどうなのかなと。再度そのところを、何らか個人的に九戸選出の県議会の方からの情報でも含めて、あったら教えていただければなというふうに思います。

以上、再質問させていただきます。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔産業振興課総括課長 江刺家雅弘君登壇〕

○産業振興課総括課長(江刺家雅弘君) ただいまの中村議員の質問にお答えいたします。

また、弁護士に委任したということで、契約した費用のほうはということですが、けれども、まずもって費用のほうは手付金として60万円を支払っております。その後の例えば成功報酬だとか、そういうふうなことは問題解決に至っておりませんので、費用のほうはまだ確定してございませんので、ご説明はできませんということで、よろしくお願いたします。

次に、1月17日付で弁護士が費用弁償について依頼文書を出した。弁護士との見解等に違いはなかったのかということですが、内容につきましては違いがございます。町で主張している部分を弁護士のほうに全てを申し上げて、それで弁護士のほうではこの案件については民法上で十分法律的な根拠を示して請求できるのではないかとということで、弁護士のほうから引き受けていただきましたので、全ていずれ今後の交渉については弁護士のほうにお任せしているというものでございます。

それから、県議会、県のほうへの、例えば情報等がないのかということでしたが、けれども、いずれ先ほど中村議員は地元の選出議員等もいるので、例えばそちらのほうからというようなこともありましたけれども、私はそちらのお付き合いというか、情報提供していただけるというふうな関係ではございませんので、そちらの答弁についてはお答えできませんが、県からの直接的な情報というのは今こちらには入っていないと。先ほど答弁で申し上げたとおりでございます。

以上、答弁といたします。

○議長(松浦満雄君) 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番(中村正志君) では、1点だけ。最後に、県議会からの情報は、課長は付き合いがないからと言いました。それはそれでいいのです。私は、町長から聞いていますので、当然町長からの答弁をお願いしたいと思います。

○議長(松浦満雄君) 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長(山本賢一君) 繰り返しになりますが、県議会におけるこの件に関わる新年度予算、それから質疑の情報というか、それは一切私も得ておらない状況であります。

以上であります。

○議長(松浦満雄君) それでは、次の質問です。

中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番(中村正志君) 長くなりましたけれども、最後になります。追加で質問項目あり

ました。高齢者等ごみ出し支援事業と機構改革の2点についてお伺いします。

1点目の高齢者等ごみ出し支援事業についてお伺いします。さきの施政方針の中で、高齢者や障がい者が住み慣れた地域での自立した日常生活の支援のため、家庭から排出される一般廃棄物を自らごみステーションまで出すことが困難な高齢者や障がい者世帯に対し、ごみを戸別に収集する高齢者等ごみ出し支援事業を創設し、令和4年度の関係予算を計上したと説明いただきました。この事業を創設するに当たり、どういう経緯を経て創設に至ったのかお伺いします。ごみ出しで困っている人が多くいるなど、どのような方法で課題を抽出されたのか、町民からの声があったのか、また総合発展計画策定における課題だったのかなど、答弁をお願いします。

日常生活に不便を感じている高齢者や障がい者の人たちは、ごみ出しだけではなく、いろんな面で大変な思いで生活していると思われそうですが、なぜ今回ごみ出し支援だったのかお伺いします。

私が想定したのは、地域での助け合い活動の一環で行われるものと思っていたのですが、予算書を見れば何か違うなと感じました。集積所を新築する、車両を購入する、町単独予算で行う。ごみ収集日にごみをごみステーションに運搬するだけなのに不必要な予算措置がされており、私の思いとはかけ離れた内容のように思われました。私の勘違いなのかも分かりませんが、事業内容について詳細な説明をいただき、誤解を解いていただくよう、よろしく願いいたします。

次に、2点目の機構改革についてお伺いします。施政方針の最後に、職員数の減少とともに、令和3年度は多くの退職者があったことから、令和4年度においては担当課長の兼務発令や、再任用職員の担当課長への任用などとともに、課等の統廃合なども含めた機構改革にも取り組んでいくと言われました。なぜ先送りなのかと私は疑問に感じました。3月で定年退職する人たちの状況や、正職員がいない再生可能エネルギー推進室、室長は総務課総括課長兼務のほか、再任用が1人、会計年度任用職員が1人の、実質的には正職員がゼロという課題は昨年9月に生じております。9月定例会の特別委員会で、私がこのことを質問したところ、機構改革を検討しなければならない時期に来ているという発言をされました。昨年、今年と大量の重要ポストの課長等が定年退職されます。これからの全体職員の年齢構成などを見れば、機構改革は緊急的かつ絶対必要なものと思われそうですが、なぜ先延ばしなのか疑問です。また、退職により職員数が減っていると言われますが、軽米町の場合定年退職しても再任用されているケースが多く、必ずしも職員数の減少になっているとは言えないのではないかと思います。いかがでしょうか。担当課長の兼務発令や、再任用の担当課長の任用を行うと言っていますが、このことは昨年度から実施しているではありませんか。私は、再任用の課長任用には、特に反対するものではありません。人生経験が豊かで、かつ重要な業務をこなしてきている再任用職

員に重要な任務をお願いすることは、軽米町の町づくりに大いに貢献するものとして歓迎すべきことだと思います。定年退職になって、再任用で元部下の下で平職員として仕事を行うことは、決して軽米町のプラスにならないと思います。かえってモチベーションが上がらず、職場内の士気が上がらず、活気のない職場になってはいないか、検討すべきと思います。再任用職員の活用を再検討し、後輩職員の人づくりに貢献してもらう手法も考えていいのではないかと思います。町長のお考えをお伺いします。

以上、施政方針について2点についてをお伺いしました。答弁方、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の施政方針について、高齢者等ごみ出し支援事業、機構改革の2点についてのご質問にお答えいたします。

最初に、1点目の高齢者等ごみ出し支援事業についてでございますが、本事業の創設の経緯につきましては、町総合発展計画の基本計画中、福祉の充実の現状と課題において記載してあるとおり、本町における高齢化率は約41%と、全国平均値を大きく上回る状況にあり、独り暮らし高齢者等の増加が危惧されていることなどを踏まえまして、高齢者や障がい者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、保健、医療、福祉分野の協力体制や連携を推進し、予防、医療、相談、介護支援、生活支援、見守り支援、権利擁護、意思決定支援等の各分野で支援を行っているところでございます。

ごみ出し支援事業は、自らごみステーションまでごみを搬出することが困難な高齢者等に対し、環境衛生と福祉が連携しながら行う支援施策として実施することとしたものであります。事業実施に当たりましては、介護認定を受けている高齢者や障害者手帳等を所持している障がい者で構成されている世帯を対象とし、毎日運行しているごみ収集車によるごみステーションからの収集とは別に、利用者主体の運行計画により車を宅内に乗り入れし、玄関先から戸別回収することを想定しております。そのようなことから、小回りの利く小型のトラックが適当であること、戸別回収する世帯の中にはごみを分別することが困難な世帯も考えられることから、回収したごみを分別し、種類ごとに管理、保管するとともに、生ごみなどは不衛生にならないよう直接風雨の当たらない最低限の施設を整備するものであります。このようなことから、本事業は先ほど申し上げましたとおり、町の喫緊の課題解決の一つとして新年度から実施することとしたものであります。

事業概要につきましては、対象世帯に対し決められた日に玄関先から家庭ごみを回収するとともに、併せて安否確認を希望する世帯には希望する方法により実施し、

お知らせしていきたいと考えております。

次に、2点目の機構改革への取組に関するご質問にお答えいたします。職員数の推移やいびつな年齢構成などの状況のほか、脱炭素社会の実現や、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進など、社会的な潮流の変化に対応した体制整備が必要であることを踏まえ、機構改革は現在も喫緊の課題であるところでございます。

一方で、数年前から公務員の定年延長が議論され、公務員制度が大きく変革する時期でもあったところであります。地方公務員の定年引上げ等を内容とする地方公務員法の改正法については、令和3年6月に交付されたところでありますが、具体的な運用等、なおも情報収集と分析を要する状況であり、機構改革に当たっても改正後の制度内容も十分に踏まえる必要があることから、令和4年度に取り組むこととしたものであります。

職員数の推移につきましては、定年後も再任用されており、職員数が減少しているとは言えないのではないかとありますが、定年前の職員と短時間も含めた再任用職員の合計人数は、令和3年4月1日現在で137人、10年前の平成23年4月1日現在が156人となっており、10年間で20人ほどの減少となっております。再任用職員を後輩職員の人材育成に活用すべきではないかのご提案をいただきました。明確なカリキュラムによる対応となっておりますが、再任用に当たって毎年行う面談の際には、後輩職員の指導的立場を認識の上で職務に当たるよう要請しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 答弁ありがとうございました。

それでは、先に高齢者等ごみ出し支援事業についてお伺いします。喫緊の課題であったというふうなこと、なかなかその情報が私たちの元に届いていなかったのも、なぜなのかなと思っていましたけれども、一般廃棄物の処理とは別に、玄関先まで行って戸別に収集するというふうなお話でした。

そこで、まずこのことについては、特別委員会でも詳しく説明いただきながら、質疑等があるかと思うのですが、ちょっと私のほうから。集積所について、まず新しく造るということです。800万円だったか700万円だったか、ちょっと今手元に資料がありませんけれども、今結構公共施設の中で、学校も含めて空き家、空き校舎等が多々あるのではないかと思いますけれども、現在ある空き校舎等を活用できなかったのかどうかというのが1点。

それから、障がい者については、何級というふうな手帳を持っている人と言いま

したけれども、高齢者の区分はどのようにされるのかということもお伺いしたいと。

それと、もう一つ、喫緊の課題だというふうなのは、それはそれでいいのですけれども、地域でもう少し助け合い的な活動は考えなかったのか。例えば隣近所の人で隣のところの人が独り暮らしで全然そういうふうなのができないよとあって、近所の人たちがそれを持って行ってあげるとか、そういうふうなコミュニティーづくりのほうに考えは及ばなかったか、この3点をお伺いしたいと思います。

次に、機構改革について。機構改革についても、喫緊の課題だというふうに言っています。喫緊の課題ということは、もうすぐにやらなければならないというふうなことだと思うのですけれども、そこで10年間の中での職員数の減少をお話しされていましたが、職員も減っているかもしれませんが、軽米町の人口も10年間の中で何人減っていますか。2,000人ぐらい減っているのではないですか。それを考えたときに、それと同じ考え方でいいのかどうか。であれば、人口が減ったらそれなりの事務事業だって当然変えていかなければならないのではないかと。私も1万人超えた時代に現職でいましたけれども、その当時とは違うのではないかなと。8,500人ぐらいの人口であれば、その規模の事務事業というのがなされるべきではないのかな。だから、ただ単に先ほど言った10年間の中で20人ぐらい減っていますよという言葉は、そのとおりではないのではないかと。定数管理なんかも、十分すべきではないのかなというふうに思いますが、その点を。

また、定年延長は、なかなか定年延長にならないなというふうに私もずっと気にしていました。多分今年退職される方々は、65歳までは年金はもらえない方々ではないかなと。多分5年間は無償というか、無給になるのではないかとというふうな、2年ごとで編成して、そうなれば働きたいというのは当然だと思います。働き方について、もう定年延長を想定した上でお願いしていくべきではないのかなと。今、前に再任用の方々は短時間労働と、週5日のうち週4日と。それは、年金と並行して年金をもらっている人たちの話であって、これからは無給の時代になるのであれば、当然みんなと一緒に同じ時間を働くというふうなやり方をすべきではないのかな。また、要所要所のポストは与えて、天下りという言葉もありますけれども、天下り先がもしあるのであれば、そういうふうな、もう管理職として実力をもっともって発揮できるようなポストに、そういうキャリア豊富な職員を任用していくということを考えて、もっと軽米町の町づくりに貢献してもらおうことを考えたほうがいいのではないかなと。国でも70以上まで働きなさいというふうな方針があるようですから、それまで元気で働いていくためには、それぐらいの気持ちを持って町づくりに貢献してもらおうということを、町長は先ほど面接のときに後輩職員を育てると、そのときは「はい」とは言うかもしれませんが、現実的にどうなっているのでしょうか。現状をもう一回見据えて考えるべきではないのかなと思いますけれ

ども、その点について再度お伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

○町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいま中村議員からご質問がございました高齢者のごみ出し支援事業について、答弁をいたします。

まず最初に、集積所を新たに造るということであるが、空き家、空き校舎の活用も含めて検討していなかったのかというご質問でございますが、各対象者のご家庭の玄関先から回収したごみにつきましては、分別ストックするストックヤード、それからそれをある一定程度保管してたまった後は、二戸クリーンセンター等に搬出することを想定しているところでございまして、臭いや衛生面などの考慮をし、最低限の施設の整備が必要と考え、4メートル掛ける12メートル程度の壁のない鉄骨平家造りの施設を計画したものでございます。

それから、2点目の高齢者の区分についてのお伺いがございました。今回想定している高齢者につきましては、介護保険法における介護認定を受けた65歳以上の方を想定してございます。要支援、要介護等ございますが、認定を受けた方というような高齢者を想定しております。

3点目の、それから地域での助け合うコミュニティー活動としての考え方はなかったのかということでございますが、要綱上、介護認定を受けた高齢者、なおかつご近所の協力を得られない方という世帯の方というような想定をしておきまして、コミュニティーの一環としての事業の展開は想定してはございません。

以上、3点について答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 先ほどの中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、職員が減少しているとともに、住民も減少しているというふうな状況をどのように考えているかというようなことでございます。確かにおっしゃいますとおり、住民も約2,000人ほど減っておりますし、職員につきましては、先ほどお話ししましたとおり、20人ほど減っているというような状況となっております。しかしながら、事務事業の複雑化や、多様なニーズに対応するためには、現在の人数を保っていくというふうなことが必要かと考えておるものでございます。

第7次の軽米町職員適正化計画におきましては、令和4年度においては124名、現在と同じ人数となりますが、令和7年度におきましては127名の職員で今行政を運営していくというふうな計画を立てているものでございます。今年度定年退職は10名でございますが、そのほかの早期退職の方も数名いらっしゃいます。それ

らを考えていきますと、今年度は新採用になる職員も含めまして3名の減というふうなことになるような状況となっています。これが来年あるいは再来年度におきましても、定年退職者の増ということから、職員の再任用あるいは新採用の募集は必要不可欠ではないかというふうなことで考えているものでございます。

それから、再任用の担当課長の発令等につきましては、昨年度から実施しておりますが、今年度も引き続き実施することとしまして、フルタイムの再任用につきましてはそれなりの職に従事していただきながら、各課におきましては職員研修あるいはOJT研修など、新採用や若い職員の指導についても、もっと積極的に進めていきたいというふうに考えているものでございます。

それから、2つ目の質問でございますが、定年延長につきましてはということでございますが、定年延長につきましては令和5年度に60歳に達する方から対象になるというようなこととなります。令和4年度においては、その制度につきましては条例改正等、具体的に内容が決まりましたら、皆様にご提案しながら、定年延長について進めてまいりたいというふうなことをいたしたいと考えておるところでございます。

それから、再任用の短時間労働ということにつきましては、できる限りフルタイムの対応をしていただくよう、再任用を希望する職員にはこのような雇用体系になるようにお話をいたしまして、勤めていただくように検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 最後になります。大変私だけ時間を取って、申し訳ございませんけれども、最後に施政方針を聞いて、私はっきり言ってあまり期待できる内容ではないなというふうに感じました。

そこで、最後に山本町長からお伺いしたいと。山本町長は、5期目の最終年度でもあります。最終年度であるということは、また20年の総まとめの一年となるというふうなこと。その中で、何か本来ならば、今の時期にもう計画を立てて、最後のまとめをしていく令和4年度ではないかなというふうに感じるわけですが、何か4年度で、最終年度でまだまだそれを検討しなければならないという時期。ということは、ではいつそれを実施していくのかというふうな、ちょっとその辺のところ曖昧さを感じる。4年任期であれば、その都度まとめていくというふうなのが、住民から選ばれた町長の責務ではないのかなというふうに感じるわけですが、その辺が何か先延ばし先延ばし、まだその次もやるよというふうなことが見え見えだなというふうに感じるわけです。

事業を推進していく上においては、P D C Aサイクル、事務事業の中では皆さんよく言われていることです。プラン・ドゥ・チェック・アクションという、計画を立てて実施する、そして評価して、次の新しい行動に移ると、これが常に事業として回っていかねばならないというふうに思うわけですがけれども、それがただ単なる計画をつくるのに時間がかかっているというふうな、これで果たしていいのかなど。

昨年、おととしとコロナで非常に大変な時期ではあったかもしれませんが、しかし、忙しい課は忙しかったのではないかと。しかし、逆に言えば、事業等が減って、事務事業が非常に楽になった課もあったのではないかなど。そういうふうな全体的な部分を見たら、今こそがいろんなことを調査しながら、新しい発展をしなければならぬというチャンスでもあったのではないかなど私は思うわけです。それがまた新たに来年度、また検討する事項が来年度まで増えているということ、非常にこの辺は何か軽米町が遅れていく一方ではないかなどというふうに感じる、非常に寂しい感じをするわけです。その辺のところを町長はどのようにお考えになって、最終年度、最後を乗り切っていただけるのか、町長の最後の決意をお聞かせ願いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員からは、大変お厳しいご指摘をいただきました。それを私もまた一つの励みにしたいと思います。今定例会、真新しいものというふうなことも今発言ありましたけれども、この中には今回、昨年度は給食費の完全無料化はいたしました。今回の4月から保育料の完全無料化、これも実施いたします。これは、歳入のほうでご提案になると思いますけれども、そういったことで医療費、それから給食費、それから保育料、これの3つを完全に無料化したいというふうに思っております。

また、今後所得向上、それからまた再エネの推進と、私もそれに伴って、また雇用の拡大等、いろいろと皆さんにお約束した点を誠心誠意、力一杯頑張っていくというように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 以上で午前中の一般質問終わって、休憩に入りたいと思います。

午前 11時56分 休憩

午後 零時59分 再開

○議長（松浦満雄君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

茶屋議員、西館議員からコロナの予防接種のために、午後退席するという報告を受けております。

それでは、一般質問を続けます。

◇ 9 番 細谷地 多 門 議員

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔 9 番 細谷地多門君登壇〕

○ 9 番（細谷地多門君） 私も通告しておりました一般質問、午後からになりました。実は、いろいろ気持ちながら午前中準備していたわけですが、なかなか午前中はかどらず、残念とは言いませんが、午後からになってしまいました。ちょっとおなかの筋肉も緩んでいますが、頑張っって質問したいと思います。当局におかれましては、明快な答弁をよろしくどうぞお願い申し上げます。

2項目の要旨に沿って質問させていただきます。まず、1項目めは、新型コロナ対策についてであります。新型コロナウイルスによる感染症が日本でも少しずつ騒がれ、あっという間に全国的に拡大が始まって以来、丸2年以上たつてでしょうか。これまで何種類かの変異株による感染拡大、そして今は国内でオミクロン株がほとんどを占めると言われる第6波の拡大真っ最中であるわけですが、当町においても、残念ながら連日のように陽性反応を示す感染者が出ている状況です。

また、国内においては、さらに新しい変異株のウイルスも少しずつ見られているといったマスコミ情報もあります。一体いつになったら落ち着くのでしょうか。終息の出口が見えず、元の生活、発症前の社会生活に戻れるのだろうかと思、疲労感、ストレス感がピークを迎えているのが現状ではないでしょうか。

そこで、新型コロナウイルスの感染拡大による町内の経済面に及ぼしている状況、実態について当局に伺いたいと思います。それが1点。

2点目は、感染拡大により最も打撃を受け、停滞している町の経済の活性化対策について伺いたいと思います。あらゆる産業、職種、全てが感染拡大による影響を受けている状況の中で、最も深刻な業種の一つが飲食業界、そしてタクシー業界、木炭生産業などなど、もはや限界を超していると言っても過言でない状況と伺っております。これまで新型コロナウイルス感染症対策支援として、個人や事業所を対象に、幾らかの助成金を支給した経緯等も伺っておりますが、しかし現状は焼け石に水の状況であります。苦境からなかなか脱することができず、大変な思いをしている実態であります。本町の経済対策等について、どのように認識し、対応しようとしているのか伺いたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長(山本賢一君) 細谷地議員の新型コロナ対策に関するご質問にお答えいたします。

初めに、町内の経済面に及ぼしている状況と実態についてお答えいたします。町内の経済面の動向が直接的に反映されたデータがないものでありますが、住民税の課税額を見ますと、新型コロナの影響がまだない令和元年度の収入額等に基づき算定された令和2年度の課税額と、全国的に感染が拡大し、緊急事態措置等が取られた令和2年の収入額等に基づき算定された令和3年度との比較した場合には、個人住民税、法人住民税ともに令和3年度分の課税額が若干の増となっており、住民税の課税状況を見る限りにおいては経済全体としての影響はあまり大きくないのではないかとの見方ができると思われます。

一方で、令和2年度と令和3年度事業の事業者等緊急支援事業への申請状況を見ますと、飲食業を中心に申請期間の3か月とも前年から20%以上の減収となっている業種も見られることから、業種によっては影響が大きかったものと思われます。

次に、感染拡大を受けての町の経済活性化対策に関するご質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症に関わる経済対策につきましては、全ての人に一律10万円が支給された令和2年度の特別定額給付金をはじめ、コロナ禍の感染対策と経済対策に加え、脱コロナ後の地方創生も見据えた地方創生臨時交付金を活用し、町独自の飲食業者等緊急対策支援事業や、事業者等緊急対策支援事業、主食用米生産緊急対策支援事業等による事業者支援、子育て世代支援事業や福祉灯油費等給付事業等による生活支援等のほか、2割のプレミアムつき商品券発行事業等により、町の経済活性化を図っているところでございます。2割のプレミアムつき商品券発行事業につきましては、令和4年度当初予算におきましても6,600セット分、1,500万円を計上させていただいているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松浦満雄君) 細谷地多門君。

[9番 細谷地多門君登壇]

○9番(細谷地多門君) 答弁いただきました。それで、再質問したいと思います。

今、町長からこれまでの助成と支援等の事業についても、るる答弁がございました。それはそれでいいのですが、これまで国等の助成事業実施について見れば、個人事業主等の部分でも一過性の性質が強く、私だけの感覚かも分かりませんが、さほど効果が感じられない。そして、町民全体への経済波及効果という観点から見ますと、疑問を持たざるを得ません。

去る先月15日付のデーリー東北の新聞に、七戸町の町民に商品券1万円分と、今月の14日から発送という記事が目にとまりました。内容は、停滞する町の経済を活性化させようと、町民全員に商品券1万円分を交付するとの内容であります。

金額的には、少ない、決して多くはないわけですが、商品券は町内の小売店や飲食店などで利用可能と。それから、大型チェーン店などでも使えるが、七戸町の場合は5,000円を上限とするという記事の内容でございました。

また、同じ青森県南の田子町の1月18日付の新聞には、田子町においては燃油価格、灯油の価格だと思っておりますが、こういった燃油価格の高騰を受け、灯油、軽油、ガソリンを購入できる燃油券2万円分を全世帯に配布するとの記事であります。

また、先月の19日付の記事には、五戸町の農家に燃料割引券配布、飲食店などに一律15万円という内容であります。影響を受けた業種への町独自対策として、農家に対して燃料費支援を行うと。2020年の農業所得申告者を対象とし、1万円分の燃料割引券を配布すると。このほか、経済的な影響が大きい飲食店やタクシー業など17業種の171事業者に対し、一律15万円を給付。収容人数30人以上の飲食店には、1店当たり100万円を上限とし、規模に応じた支援金を支給するという、各事業の実施に当たっては、県の新型コロナウイルス感染症市町村総合対策補助金の活用を予定しているという内容の記事でございました。

この3つの自治体を今紹介させていただきましたが、最近新聞で見た記事であります。そのほかにも様々な経済対策を実施している自治体もあると思っております。そこで、私は町長から再度伺いたいわけですが、もちろん財源が伴うわけですが、全町民に500円の商品券20枚、1人当たり計1万円分なのですが、町内の小売店や飲食店などで利用可能、そして大型チェーン店などでも使えるが、3,000円分を上限とする内容でゼロ歳から最高齢者まで、全町民になるべく急いで発送する案はいかがでしょうか。全町民から間違いなく利用してもらえることによって、町の経済活性化に対する刺激、町の経済が上向き呼び水になればと思っております。いかがでしょうか。状況によっては、内容を変えながら、第2弾、第3弾の施策が必要になってくるかも分かりませんが、いかがですか。再度お尋ねいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいまの提案もしっかりと受け止めながら、今後のコロナの推移、それからまた影響、被害状況等見ながら、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。今財源、交付金等、まだありますので、それとプラス一般財源等も含めて、今後またしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔9番 細谷地多門君登壇〕

○9番（細谷地多門君） 今町長のほうから答弁いただきまして、どのような支援が有効なのかということも含めて、今の提案、検討してみたいというようなことを答弁いた

できました。前向きに捉え、そして迅速に対応してもらうことが肝要かなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これは、再々質問になりますか、要望になるか、もう少し述べたいと思ひますが、3回目のワクチン接種が進んできますと、だんだん感染者数も減ってきて、ある程度周りの空気も落ち着いて、町民の方々にしても町の経済交流を緩やかに少しずつ取り戻してくるだろうと思ひますが、そこまでにはまだまだ相当の時間を要すると思ひます。

今朝の新聞掲載トップに衝撃の記事がありました。八戸市にある三春屋、知名度の高い、この辺ではもう老舗の大きな店舗であります、三春屋が来月10日閉店という、コロナで売上げ低迷というような内容でございます。大変ショッキングな記事でありました。今の現状、実情を考えれば、行政のトップとしてどのタイミングでどのような手段を講ずればよいのか。最少の経費で最大の成果を得るという理想なのですが、これこそがタイムリーを打ってゆく行政のトップとしての姿勢ではないでしょうか。今後の取組姿勢をしっかりとお願ひしたいと思ひます。要望したいと思ひます。繰り返しになりますが、そのことについては、町長からまた答弁いただければと思ひますが、いかがですか。同じ繰り返しの内容ですが、よろしくどうぞお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 先ほども述べましたけれども、コロナの推移を見ながら、その影響を見ながら、町内に十分循環できるような経済システムというか、どういう方法がいいかということも考えながら、しっかり対応してまいりたいというように思っております。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔9番 細谷地多門君登壇〕

○9番（細谷地多門君） もう3回質問したので、質問は終わりなのですが、こういうのは最大の効果をもたらすには、町長からしっかりちょっと早い迅速な対応が必要だと思いますので、くどくしゃべっておきますが、しっかり迅速な対応をよろしくどうぞお願ひ申し上げます。

2項目めは、地域特産振興についてであります。適地適木としての本町の森林資源活用及び農地植栽推進による畑や田んぼの耕作放棄地の減少、解消で収益を上げることができないのかという観点から、今回漆の部分で私質問を取り上げました。よろしくどうぞお願ひいたします。二戸市浄法寺町は、古くから南部漆の産地として多くの漆かき、木地師、塗師が住んでいたと言われ、浄法寺塗は広く親しまれてきました。現在も日本産漆の最大の産地として、良質な生漆を各方面に出荷してお

り、文化財の修復や高級漆器の製造に欠かせないものとなっています。しかし、伝統的な漆産業も生活様式の変化による需要の減少によって衰退し、また産業基盤の変化や過疎化によって、後継者の育成もままならない現状と伺っております。文化庁は、2015年、平成27年に国宝や重要文化財建造物を保存、修復で、原則使用漆の100%国産化を発表と伺っております。今後、国産漆は、深刻な供給不足に直面していることから、現在の国内消費量に対する国内生産量割合、外国産輸入割合はどのようになっているのか伺います。それが1点。

2点目は、漆生産拡大で今後の地域振興を考えると、二戸地域広域全体で対応、検討する取組姿勢が重要であると思いますが、いかがですかという質問であります。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 初めに、1点目の文化庁は2015年に国宝や文化建築物を保存、修復で、原則使用漆の100%国産化を発表と伺っている。今後、国産漆は、深刻な供給不足に直面していることから、現在の消費量に対する国内生産量割合、外国産輸入割合等について伺うとのご質問にお答えいたします。

漆は、古来、食器や工芸品、建築物等の塗装や接着に用いられてきました。しかし、生活様式の変化による漆産業の衰退、そして化学塗料の発達とともに、塗料としての漆の需要減や、安価な外国産漆の輸入により、国産漆の生産量が減少してきたと考えられます。漆は、かつて全国各地で生産されていましたが、今では岩手県、茨城県及び栃木県など、数県で生産されております。文化庁は、2015年2月、国宝や重要文化財建築物を保存、修復する際、原則として国産の漆を使用することを各都道府県の教育委員会に通達いたしました。その影響を受けて、国産漆の需要が高まり、安定的な供給体制の確立が求められております。近年では、漆の植栽面積は増加しておりますが、国産漆の生産量は令和2年度で2,050キロ、国内の生産割合が約4.9%で、約95%を外国産漆に頼っている状況となっております。文化庁は、文化財の修復等に年間約2,200キロの国産漆が必要と予測しており、国産漆の生産が足りていない状況にあります。

次に、2点目の漆生産拡大で今後の地域振興を考えると、二戸地域全体、広域で対応検討する取組姿勢が重要課題であるのではないかと伺います。岩手県産の漆は、国内産の約8割近くを生産しており、その大半が二戸市で生産され、その品質は文化財の修復関係や、漆器生産者からも高い評価を受けていると聞いております。また、漆かき技術がユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、漆の生産のみならず、漆文化全体が見直されております。しかしながら、このような世界に誇る漆文化は、深刻な担い手不足や、手入れの行き届かない漆林の増加な

ど、多くの不安材料を抱えていると聞いております。このような中、県北広域振興局二戸農林振興センター林務部林務室では、浄法寺漆振興戦略を策定し、取り組んでおり、二戸市では漆植林に独自の補助制度を設けるなど、今後においては二戸地域全体で対応を検討していくことが重要であると考えられます。

本町では、漆を植林したという話は伺っておりませんが、各関係機関と連携し、情報収集を図りながら、取組について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔9番 細谷地多門君登壇〕

○9番（細谷地多門君） 今町長のほうから答弁いただきました。ありがとうございました。

それで、やはり生産量が伸びないという、努力は重ねていても、なかなか実態は厳しいというようなことの答弁もありました。そのとおりに私も聞いておりますし、また今回質問に先立ちまして、漆のことは何も分からなかったもので、先日二戸の市役所を訪ねて、漆産業の担当者から少しお話を伺ってきました。そして、後日、浄法寺町にも足を運び、少し空気に触れてきました。どうぞよその庭、他山の石ではないですが、そのように思わないで聞いてほしいと思いますが、浄法寺の漆のブランド化が図られて、今町長の答弁にもありましたが、浄法寺漆の要件があるそうです。浄法寺で産出する樹液が浄法寺漆かなと思って、私は今までずっと勘違いしておりました。ところが、浄法寺漆というのは、1つに岩手県と青森県三八地方、秋田県の東北部などで採取された漆であること、これが浄法寺漆というブランドの要件だそうです。それから、2つ目は、伝統的に行われてきた漆かき技術により採取された漆であることと、この2つが要件であると伺ってまいりました。令和2年12月には、漆かき技術がユネスコ無形文化遺産伝統建築工匠の技、木造建築物を受け継ぐための伝統技術として登録となり、世界が求める技術となったということがあります。

先ほど町長の答弁でもありましたが、生産量を伺ったところ、わずか国内生産は約5%が国内の漆の生産量。その生産量の中で、またさらに75%ぐらいを二戸市が生産しているというようなことを聞いてまいりました。それから、使用している漆の95%は外国産、輸入物に頼っているという状況。二戸市の取組をいろいろ伺いながら、今直面している課題は、どんなことですかと尋ねてみました。やはり計画的に苗木の植樹面積を増やして、生漆の生産がまだまだ足りないので、増やす取組が大変とのことでした。植樹から約15年程度経過しないと、漆かきができないし、1本の木から約200cc、牛乳瓶1本ぐらいなそうです。その程度の漆しか取れないという。春から秋まで漆かきをやるそうですが、1シーズン漆かきを終える

と、その木はもうやがて枯れてしまうので、伐採をするという。それで、最初は、苗木から植樹して5年ほど下草の手入れが必要だというようなことも伺ってきました。それで、役目を終えて、伐採した切り株から新芽が出て、それを成長させ、管理しながら、また十数年後に漆かきの繰り返しというような説明でございました。ちなみに、立木、俗に言う、我々は立ち木と言うのですが、山で場所、物にもよるそうですが、1本当たり約2,000円前後ぐらいの木の値段というようなこともおっしゃっていました。それで、浄法寺にある漆器工房、滴生舎というところがあったのですが、そこに寄って漆塗りの場面をガラス越しに見、そして漆器製品を見て、次に歴史民俗資料館にも寄って、古い貴重な漆器等を見てまいりました。

すぐ近くにある天台寺まで足を延ばして、天台寺といえばごく最近亡くなられた瀬戸内寂聴さんが住職を務められ、冬場を除く春から秋まで、年何回か開催された法話、信者の方をはじめ、全国から大勢のファンの方々が様々な生き方、悩みを抱えている、東日本大震災津波の犠牲、遺族の方とか、いろいろ聞いていますが、そういった方々の傍聴のために、毎回2,000人以上を超えるほどの大集会の様子がマスコミ等でも報道され、大変な盛況ぶりが最近まで聞かれました。住職の人間性、生き方、しゃべり方が面白く、大衆を魅了する人気ぶりがさらに熱を帯び、盛り上がりを起こしたのだらうなと思っております。これこそが的を射た当時まちおこし企画を実行した行政のトップの先見の明のたまものだらうと、結果的に推察しております。また、歴史ある天台寺と古くからの漆との関わりについても、ほんの一端ではありますが、学んできました。感心しましたのは、雪深い境内施設にもかかわらず、観光客の方でしょうか、八戸ナンバーの車5台ほど見えていました。雪深い時期、寒い時期なのにと私は大変感心しました。

また、旧役場2階に瀬戸内寂聴記念館なるものも見学してまいりました。担当者から伺いますと、手作りで寂聴さん生前の遺品や、これまで執筆した多くの小説等が整頓され、きれいに展示されて、いかに浄法寺という地域と地域の皆さんに溶け込んで、地域を愛してやまない姿勢というのをうかがい知ることができました。

どこの地域でも共通していることですが、旧市街地の人通りがほとんどなく、せっかくの知名度が高いにもかかわらず、現実の寂しさを感じました。今後の広域的側面から考えても、地域の宝を継続していくことや、活力度を増し、続けていくことへの努力、支援の重要性を改めて認識します。先ほど町長からも答弁があって、将来は広域的な立場から取り組んでいかなければならないという答弁もありまして、私どもの認識は同じであります。古くからのよいもの、歴史的に誇れるもの、地域の宝として対応していくためにも、まずは漆産業の活力ある対応が必要であり、あってもいいと思われれます。町長、先ほどの答弁、本気でないとはいませんが、私は実際先ほど冒頭で申し上げました森林の資源の活用、それから農地、植栽推進

によって畑や田んぼの耕作放棄地の減少、解消でというような観点からも、本気になっての検討に値すると思います。どうぞ町長、先ほどの答弁の回答で了解はしましたけれども、本気になって研究、取り組んでみるという姿勢をもう一度示してもらえればいいかなと思っていますが、いかがですか。よろしくどうぞお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいま細谷地議員から漆の生産、苦労話を含めてお聞きいたしました。大変ありがとうございました。かつて私も国会へちょっと視察に行ったとき、国会の天皇の控室の天井に漆が塗ってありました。それが浄法寺の漆だというふうなのを聞いて、大変浄法寺漆の評価が非常に高いというふうなのを実感しております。そういうところも含めて、二戸市は軽米町の近隣でもございます。隣でもございます。また、広域での連携もしておりますので、そういった面でどういった連携ができるかというものを含めて、検討はしてみたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（松浦満雄君） よろしいですか。

○9番（細谷地多門君） はい。

◇10番 山本幸男 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次に移ります。

山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 通告しておりました2点について順次質問いたしますが、その前にさきに議長より伝達をいただきまして、50年の関係につきまして大変と過重な評価をいただきまして、恐縮しております。ひとえに町長をはじめ、議員各位及び職員の皆さん、町民の皆さん方の力添えあってからのことだと思っておりますので、深く改めまして御礼申し上げたいと思います。

それでは、一般質問に移りたいと思います。2点通告しております。1つは、2のつく日に開催されております、軽米町の市の問題について第1点と、それから2点目については医療廃棄物が出土した件について、県との交渉、負担の交渉を弁護士に託して、介して解決方法している中身の問題について、2点通告しておりますので、順次質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

どの町にもどの村にも、県北地方では市日、市というのがあります。それが、しかもかみ合わないように、軽米町が2、例えば大野村が5、九戸村が7、9が二戸市、多少違っているかもしれませんが、そのように順次お互いさまというような形

で市というのが開催されている。大変と歴史ある、しかも町村に、各村に元気を、にぎわいを、人との交流をというような面では、大変貴重なことだと思います。しかし、どうもこの頃、市が開かれる日にも、市の会場にも、取り巻く周辺の町村の商店街にも、元気がないよと、人通りが少ないよという声が聞こえます。たまたま私は、12月30日、暮れの市という大変なにぎわう市、聞きますところ、一番に関心があって町民が集まってくる市は何日ですかというようなことを聞いたことがあります。そのとき、一番人集まってくるのは、やっぱり苗の市だと。苗売る市のときは、大変な人なのだよと。そのほかは、年々集まってくる人数が少ないというような話も聞きました。

そこで、私は、12月30日という日は、大変と集まる市、最後の町付き合いとかというような形で、そういうようなあれにしたものですから、たまたま寄ってみました。しかし残念ながら天候もよくなく、集まってくるお客さんも、店を開いてくれる人も大変少なかった。店を開く人も開けようか、それとももう開けないで帰ろうかというような印象の市でございました。次の2日の日は休みであったと思います。それから、12日の市につきましては、大変その日もまたあまり天候がよなくて、みぞれのときでありまして、お客さんも長靴でぐちゃぐちゃと、また雪が積もっておりましたので、それが特に印象悪くといいますか、会場を悪くして、売る人も買う人も大変というような12日の市、それから22日の市につきましては、今日は大変と人が何ぼか出ているなというような印象を持ちましたところ、大売り出しの抽選日と重なって、そういうことから、今日は市に人が多いのかもしれないよというふうなことをしゃべる人もありました。いずれ何日か見学させてもらえば、勝手に私の目を見たところ、軽米町の市ばかりでなく、取り巻く町村の市も何かしら寂しい、昔の面影がというような感じを持ったのでありますが、町あるいは産業振興課等から見て、市の在り方、現況について、何か考えるところがありましたら、お知らせ願いたいと思います。いずれ私考えるに、時が変わり、町民、お客様等の嗜好が変わっても、あれほど町民を集めて迎える、なおかつ交流をつくるというのは、至難の業だと思います。そんな面では、いま一度市の在り方、捉え方、支援の仕方等について、関心を強く持ったほうがいいと思いますが、町長の考え方はどうですか。

具体的に申し上げますと、出店者への支援、あるいは仮店舗、仮店舗でもつくっている人もあるように見えますが、それが特定しているかどうか、私は分かりませんが、仮店舗の設置、場内の除雪、それから寒いときは何か火が欲しい、暖房が欲しい、そんな感じもしました。それから、町民バスが、あそこ回っているかどうか、私よく分かりませんが、その回数を増とかと、何かしら、あとは会場内での交流をする場所として、そういう休憩所みたいなものの設置とか、本来主会場たる場所は

個人の所有地でありますので、私どもが、行政が、あるいは誰かが勝手に様々工夫してというようなことにはいかない面もあるかもしれませんが、歴史的なことも踏まえながら、希望すれば、その熱意は届く場所ではないかなと思いますので、町で考えられること、支援策について答弁をお願いしたいと。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員の歴史ある軽米町の市の支援についてのご質問にお答えいたします。

毎月2のつく日に町内の元屋町地区で開かれている定期市につきましては、始まった正確な年代及び目的等について把握することは困難でございますが、文献等によりますと店舗商業が発達する以前に、売手と買手が一定の場所に集まって生活必需品、特に食料品を中心に売買取引が行われたものと考えております。現在全国的に共通していることは、店舗商業の発達と交通手段の変化など、社会環境の変化に伴って衰退する傾向が多いということでございます。当町で開かれる市への出店者は、大半が町外の事業者であり、商品的には水産物を主とした生鮮食品や、町内で入手することが難しい刃物、野菜の種、苗類等が多いように考えております。当町における市も全国的な傾向と同様に、出店者、購買者数ともに減少してきている現状と推察しております。いずれにいたしましても、現在本町で開かれている市日は、町外の個人事業者が個人所有の土地を借りて自主的な商売として行っているものであり、行政サイドとしての課題や対策として捉えておらず、出店者への支援、仮店舗の設置、場内の除雪等についても現在のところ検討していない状況でございます。

また、市の日の町民バスの増便につきましても、現在のところ考えていないという状況で、さらに同一の日に町内全域から一斉にバスを運行させることは難しいものと考えております。

しかしながら、これまで開催されてきた歴史ある市について、中心商店街のにぎわいの創出という観点から、町内事業者が市の日に合わせて新たな企画を立案し、行政として支援が必要となった場合には、前向きに検討してまいりたいと考えております。

最後に、（仮称）かるまい交流駅の建設工事は、令和5年7月25日に完了する予定であります。旧馬検場等の交流駅に隣接する民有地を含めた中心商店街のにぎわい創出計画につきましては、民間活力の掘り起こしができるよう、商工会との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 総じて言いますと、町長の答弁は、軽米町の市に対する支援というものは現時点では考えていないというような答弁に聞こえました。私は、町の商店街のにぎわい、活性化という観点から、位置づけをしたほうがいい。したがって、支援策も検討すべきだと考えておりますので、その面ではちょっと残念だなと考えております。これから進む問題は、今回の町の静かな商店街というのは、コロナに関する影響も1つはあるかもしれませんが、それから、大型店とか郊外型の大きな店舗が町の姿と言えはあれですが、いずれ岩崎、向川原の方面に集中したこと、もしかするといちい荘の建築が病院の周辺のほうに、商店街中心よりそちらの方向に行ったこと、町営住宅の建築がその周辺に移動して造ったこと等が中央の商店街を寂しくしている原因の一つでもあるのかなと私は考えます。そんな面では、商店街の活性化という観点からも、にぎわいの創出という観点からも、市というものの位置づけといいますか、大切にしたいほうがいい、火を消さないほうがよいと私は考えておりますが、同じ質問ですが、再度答弁をお願い申し上げたいと。

それから、先ほど質問のちょっと漏れましたが、旧馬検場跡地、個人の所有なわけですが、土地の利用、個人の土地なわけですから、勝手に僕ら等が云々というようなことはなんですが、そのことについては町長がちょっと今触れたようにも感じましたが、その後、土地の関係についての移動の可能性からすれば、考え方は何か希望的なことも含めながら、あるのか、答弁を併せてお願い申し上げたい。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 昨日、茶屋議員からもお話がありましたように、いろんな形であそこに交流駅が建つわけでありますが、それを中心としたにぎわい創出、元屋町、非常に広場もございまして、公園としての活用とか、様々なことが考えられると思います。そういったにぎわい創出に関連して、官民併せた検討がこれから必要ではないかなということは考えております。そういった形で、にぎわい創出を検討することによって、またそういった市日等の活性化も図っていけるのではないかなというふうに考えております。直接支援には当たりませんが、そういった間接的な支援はいろいろ検討ができると思いますので、そういったことの検討はこれからはしてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 3回目の質問をいたしたいと思っております。

町長の答弁は、必要で、できることは検討したいというようにも聞こえたので、それはそれとしていいですが、ただ一旦火が消える、失ってしまいますと、再

び盛り上げるのに大変だということだけは理解してもらって、やはり例えば除雪、それから小さくてもいいですから、休憩所あるいは仮店舗というような形で、具体的に役場が支援する方法を考えては、検討してみてはどうかと思いますが、いかがですか。

最後に、関連する町村、例えば軽米町に来ている出店者は、三戸町の人が多いと、もしかすればそうかもしれません。そういう対市日というような観点で、大野村、九戸村、周りの周辺の課長等、あるいは町長、首長等が集まって、様々な検討するという、団結するというようなこともあっていいのではないか。そういうような地域に課された課題の一つでもあるような感じもしますが、いかがですか。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） まだどういう支援ができるかということも含めて検討いたします。

あと、広域での話題としては、一度取り上げてというか、各首長にはお話をしてみたいというふうに思っております。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 追加質問いたしました交流駅の関係について質問をしたいと思います。

午前中、同僚議員が質問をいたしましたので、ダブっている部分がたくさんありますので、私のほうからも重ねて同じ質問になるかと思いますが、我慢してお答え願いたいと思います。

質問の内容は、交流駅の事業に関しまして、代理弁護士を介して負担の交渉をしている問題でございますが、結論から申し上げます、そういうやり方はもう終わりにしてはどうですかというのが私の質問の論点でございます。県立軽米病院は、軽米町の町民の命と健康を守る施設であること、従来県と町が一緒になって造った施設であること、現在の軽米病院の前の土地は……この辺ではないですか。前の土地は、軽米小学校のグラウンド、その前の場所は今問題になっている幼稚園跡地。いずれ町と県が協力し合って県立病院の存続、歴史がつくられてきたというのが現況であると思います。したがって、私の結論は、先ほど申し上げましたとおり、知事、または医療局長にお願いをして、回答のあるなしを問わず、県との負担の交渉はもう終わりにしてはどうかというのが私の質問ですので、町長より答弁を願いたいと思います。

その理由について、説明いたします。1つは、医療廃棄物等の処分は、法規制で法的に規制された前の案件であること、1つ。2番目には、弁護士を介してまで争う理由については、議会、町民への説明が不足しているのではないかと。3番目、出

土した医療廃棄物の量等、定かではない。この前、私の質問の答弁のとおり、そのように感じました。この土地は、県より町が購入したものではなくて、町が町内の地主から購入した土地であること、次に県立病院が移転後、町が簡易に整地して地主へ返還した土地であること。以上の理由から、弁護士を立て、裁判費用をかけて弁護士代を払って負担金を幾ばくもらったとしても、失うことのほうが多いのかもしれないと私は考えます。例えば医療廃棄物等の関係につきましても、県にはその根拠を示してくださいというような、行く行くお話をされた。その具体的な対応ができない。もしかすれば、私の考え方は、その当時は医療廃棄物については、ただ投げないでくださいよと、穴を掘って埋めてくださいと、ちゃんとやってくださいという指導でよい時代だったのかもしれない。私はよく分かりませんが、いずれ法規制がないということは、やはり町が県に対しても厳しいことなのではないかなというような感じを持つわけです。私は、町を応援するとか県を応援することの立場ではなくして、やはり思いは同じですが、このことからにはもう前に、とりわけ弁護士を頼んで介して、県に要求すると、争うというようなことは終わりにしたほうが良いと考えますが、私の考え方は間違っているでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員の交流駅事業について、代理弁護人を介し、県医療局への交渉解決方法はなじまないのではないかとのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、県立軽米病院は、これまで長年にわたり本町の地域医療の中心的な役割を担ってきた施設であり、現在及び以前の設置場所は町有地を活用いただくとともに、健康ふれあいセンター等との連携により、地域の医療や福祉の向上にご尽力をいただいていたものと考えております。

今回問題となっている交流駅建設事業に伴って出土した医療廃棄物等の撤去処分については、出土早々に県医療局と打合せを行い、工事をできる限り早く再開するためには、町が予算を確保し撤去処分を行った後に、その経費について医療局が負担する方法が最善ではないかという医療局の提案により進めてきたものであります。ところが、経費の負担に関わる協議を始める前に、正式な公文書を交わすことが望ましいという共通認識の下に提出した陳情書に対し、県医療局からはほぼゼロ回答ともいう内容の回答書が発出されたことから、令和3年9月3日に県医療局に対し再度の陳情を行い、令和3年11月4日には県知事の代理である副知事と会談し、経費の負担について陳情を行ったところでございます。しかしながら、2回目の陳情に対し、医療局に直接負担を求める法的根拠等を示すよう回答があったことから、専門的な知識を有する盛岡市の北奥法律事務所に交渉に関わる一切の件について委任したものであります。

今回法律事務所に委任した目的は、提訴を目的としたものではなく、双方が法的知識のある専門家同士で協議を進め、双方が納得できる妥協点を見いだしていただきたいというものであります。そうすることで、経費の負担の割合にかかわらず、法的な見地に基づき、町民の皆様方にも的確なご説明ができると判断したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 私は、法律家でも何でもありませんので、町長は大学終わっても、僕は県立軽米高校第9回卒業生でございますので、とりわけ法的に詳しいわけでもありません。ただ、普通弁護士を頼んで様々交渉するという事は、私から見ますと汚れた分については、もう全部おまえた片づけてくれというような、言い方悪いかもしれませんが、当事者とは関係ない場所に問題が投げ込まれたというような感じがしてなりません。したがって、私が言いたいのは、共に、今建築になっている場所も、その前の場所も、その前の場所も、いずれ町が関わりを持って様々処理した場所ではなかったのかと。したがって、そこを離れて弁護士同士が様々な論点を整えてというようなことはなじまないのではないかと。したがって、私は、前の中村議員の発言もそうだったと思いますが、弁護士を介しての論点についてといいますか、負担金の交渉というのはなじまない。もっと簡素なトップ会談あるいは当人の形で処理したほうがいいのではないかなと強く感じている次第でございますので、その点についてはご理解願って前に進んでもらいたいと、そう思いますが、いかがですか。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 何回も言っている、法的根拠を示してくれと言っておりますので、専門家を頼んでおるといことでございますので、そこら辺はご理解をいただきたいと思っております。そういった経緯を踏んで、また次の交渉に臨んでいきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。3回目です。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 1つは、法的根拠を示せる見通しがありますか。そのことにつきましては、何回も議会でも議論になって、その都度、町長はもう少し待ってくださいというような形で引き延ばしになっている事項なわけです。私は、法的根拠を示すことが困難な状況ではないかなと。簡単に言いますと、先ほども発言しましたが、その当時はそういう法律もなくて、ただ投げれば駄目だよと、深く掘って埋め

ましようとか、そうでなければ山に持って投げてこようとかというようなことがあったかどうかは分かりませんが、そのような形で様々な物が処理されていた、許されていたというような時代ではなかったのか。そういうのであれば、どうなのか。ましてや量的なことも私は述べましたが、量的に県立病院の名前のついた温度計が出てきたと。何本出ましたか定かではない。分かりません。私も1本は見ましたが、そのほかは出ない。あったのかも、どうも分かりません。注射器もそのとおりである。したがって、その対応等については、こちらにも落ち度が、軽はずみさがあったのではないかと。私、別に町長をいじめるわけではありませんが、そんな面では、もともとこの出発点というのは、町民の健康を守ることから始まった共同作業なのだから、それはそういう方向で解決の糸口を見つけてはどうかなど考えたわけでありまして、いかがですか。弁護士を介すでなく、直接お会いしたらどうですかというのが私の質問であります。

○議長（松浦満雄君） 山本議員、最後ですよ、いいですか。

○10番（山本幸男君） はい。

○議長（松浦満雄君） それでは、産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔産業振興課総括課長 江刺家雅弘君登壇〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

まず、法的根拠がないのではないかとというご質問でございましたけれども、産業処理法の中で、捨てた当時は捨てることは違法ではなかった。なので、捨てた行為自体は違法ではなかった。ただ、今法律が改正されて、出てきたものについては、法律に基づいて、いずれ処分しなければならない。では、それを誰が処理しなければならないのか。捨てた原因者も分かった。なので、県の医療局に対してお願いをしているものでございます。また、医療廃棄物が出た時点で、医療局も現地にきて何回か確認しに来ております。それで、今後の進め方、処理の仕方、それらも県の指示に従って、そのとおり処分して、廃棄物の処理も数量はきちっと確定しております。ただ、医療廃棄物と一般廃棄物と区別して処理したかといえ、医療局の指示の下で、経費も安いし、土砂ごと撤去したほうが望ましいということで、町が負担を立て替えて処理したというものでございます。なので、医療廃棄物の量というのは、明確には出てきませんが、廃棄物の量は確定してございます。また、沼宮内病院でも同様の事案も発生して、お互いやはり事案を見れば、弁護士をお願いして法律的な立場から協議をして解決したようでございます。

また、今回の件につきましても、県の担当者から何回か町のほうに来たときにも、お互い軽米町は軽米町民にきちっと説明をしなければならない、岩手県は岩手県で県民の皆さんにきちっとご理解をいただかなければならない。そのためには、法律的な根拠をきちっとお互い示して、法律的な根拠を示すということは、私たちは法

律の専門家ではないので、何条の何項でというふうな具体的な提言はできませんので、法律の専門家によってきちっと解決策を判断してもらうものが望ましい。これについては、県の担当医療局も了解してのことでございます。なので、いずれ法律的な根拠がないというものではなくて、弁護士の方も法律的な根拠、観点からきちっと請求をできるということでございますので、現在弁護士にお願いして進めているものでございます。

以上、答弁いたします。

- 議長（松浦満雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。換気等をお願いします。2時半でいいかな。正面の時計で2時半まで休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

- 議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を行います。
-

◇3番 江刺家 静子 議員

- 議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

- 3番（江刺家静子君） 3番、日本共産党、江刺家静子です。時間もたってきて、皆さんもお疲れかと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

最初の質問です。国民健康保険税の子供の均等割免除と短期被保険者証発行について質問いたします。まず、1つ目ですけれども、国民健康保険税には、子供も含めて国保に加入する家族が1人増えるたびに一定額ずつ保険税が増える均等割の仕組みがあります。人頭税のような仕組みです。軽米町には、さらに資産割もあります。そのため、国民健康保険税の負担は子育て世帯にとってとりわけ重いものになっています。子供の均等割は、子供の貧困対策にも子育て支援にも逆行するものです。国は、来年度から子供の均等割の負担低減を始めますが、対象は小学校入学前の子供に限って半額にするというものです。18歳までの均等割の負担をなくすることは、子育て支援につながります。国保の保険給付費は、ここ3年余り増えておりません。むしろ少し減ってきております。新型コロナウイルス感染症の影響は、コロナの場合は、国が医療費を負担するのではなかったでしょうか。むしろコロナ感染を恐れて、診療控えがあるのではないかと思います。ですから、給付費が減るとされるこの機会に一般会計から繰入れするなど、自主財源をプラスして均等割全額免除実現を求めますが、いかがでしょうか。町長は、施政方針で一般会計からの繰入れはしないと言っておりますが、国民健康保険税は中小企業の会社員が加入

している協会けんぽに比べると、2倍になる試算もあります。国保と協会けんぽ世帯を比較した場合、給与収入400万円、両親と子供2人の4人の家族の例など計算してみたら、国保世帯の負担が高くなります。子育て支援日本一の町として、18歳未満の子供の均等割全額免除実施についてお伺いいたします。

また、次、短期被保険者証のことです。私は、国保のことについては、1年に1回ぐらいは質問しておりまして、今3回目、同じような質問をしております。短期被保険者証の期間は、現在3か月かと思えます。短期被保険者証の発行と保険証、呼び出しても来ないということで、そこに留め置くということについての是正について質問いたします。国会で国務大臣、当時は、これは去年の国会の答弁なのですが、加藤国務大臣でした。短期被保険者証のことについて、次のように答弁しております。「保険料を滞納している方に対して、通常よりも短い有効期間の保険証を交付することによって、市町村において納付相談等の機会を確保することを目的としております。したがって、この趣旨を踏まえて、市町村に対して長期の留め置きは望ましくないこと、交付においては市町村から電話連絡等を実施することで速やかに被保険者の手元に届くようにすることをお示しさせていただいております」ということで、郵送などで速やかに届けるようにということをお答弁しております。この2点について質問いたします。答弁よろしくお願いたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の国民健康保険税の子供の均等割免除と短期被保険者証の発行についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の国民健康保険税は、中小企業の会社員が加入している協会けんぽに比べると2倍になる試算もあります。国保と協会けんぽ世帯を比較した場合、これは年収400万円、両親と子供2人の4人家族の例であります。国保世帯の負担が高くなります。子育て支援日本一の町として、18歳未満の子供の均等割全額免除の実施について伺うことについてのご質問にお答えいたします。

協会けんぽと本町の国民健康保険税との試算では、夫婦とも40歳未満、就労者が1人、年収を400万円、両親と子供2人の4人家族の場合、協会けんぽが年額19万8,696円、国保が年額29万1,500円となり、江刺家議員ご指摘のとおり、国保世帯の負担が多くなっている状況であります。原因といたしましては、協会けんぽ等の被用者保険は標準報酬月額に保険料率を掛けた金額の2分の1が事業主負担となっていることや、加入者の年齢が比較的若いことから、医療費が低く抑えられていることなどが考えられます。また、国保は、構造的に被保険者の年齢構成が高く、医療水準が高いことに加え、年金生活者や無所得世帯の割合が高く、所得水準が低いことなどから、保険税負担が被用者保険よりも重くなっていること

が主な要因であると認識しております。国民健康保険税の標準課税総額に対する均等割、平等割等の標準割合については、地方税法に定められ、これに基づき、国民健康保険税を算定しているところではありますが、均等割と平等割は所得の状況にかかわらず計算するため、特に均等割分の課税が子育て世帯の負担を重くしている要因と考えられます。

このようなことから、これまで全国町村会等国保関係団体と連携し、確実な国の公費投入や、子供に関わる均等割保険税を軽減する支援制度の創設を要望してきたところでもあります。本定例会に子育て世帯の負担軽減を図ることを目的とした未就学児の均等割を半額にする内容の議案を提案しておりますので、ご審議いただき、ご議決くださるようお願いをいたします。

町単独で18歳以下の子供の均等割を全額免除の実施についてのご提案でございますが、国民健康保険税の減免については、地方税法第717条で天災、その他特別の事情がある場合に条例の定めるところにより減免することができるかと規定されております。江刺家議員のご提案である18歳未満の全ての方の免除につきましては、地方税法の趣旨と照らし合わせながら、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、今後とも注視してまいりたいと考えております。なお、子育て支援日本一の町を目指す本町といたしましては、18歳の高校卒業時までの医療費助成や、インフルエンザ予防接種への助成、中学生までの給食費の完全無料化、保育料の完全無料化など、引き続き子育て世帯を支援してまいりたいと考えております。

次に、2点目の短期被保険者証の発行と、保険証の未交付の是正についてのご質問にお答えいたします。被保険者が国民健康保険税を滞納する背景には、様々な状況が考えられますが、税負担の公平性等を確保する観点から、滞納処分や短期被保険者証等の交付は担税力がありながら、納付していただけない方に対する手段として一定の効果があるものと考えております。町といたしましても、短期被保険者証の更新時を納税相談の機会と捉え、安易に財産の差押えや競売などの滞納処分に頼ることなく、対話を通じて生活実態を把握し、分割納付など、納税者の状況に応じた納付計画により未納の解消につなげるとともに、保険証を受領に来られない方に対しましては、一定期間経過後は保険証を郵送しており、医療機関受診の妨げにならないよう配慮しているところでもあります。

また、国民健康保険税の滞納の原因が経済的困窮にある場合などは、生活困窮者の支援機関と連携しながら、納税者に寄り添った対応を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

- 3番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。今コロナ禍で事業不振や失業者も増えているとのこと。滞納整理の担当をしている職員の方は、ご苦勞も多いと思いますが、未納が続いたら、生活相談の機会と捉えて、いろんなその人を助ける制度はないか、また生活立て直しの援助をお願いしたいと思います。また、コロナが流行していますので、呼出しではなくて電話での相談、また保険証は郵送していただくなどの方法もこの機会に取っていただきたいと思います。先ほど町長は、減免の制度があるということでありましたが、軽米町の税条例第149条では町長は次のことにより国民健康保険税を減免することができるという項目があります。一つは、貧困により生活のために公私の扶助を受ける者、もう一つは災害その他特別の事情がある者、例えば災害の場合も町全体が水害に遭ったとか、そういうのではなくても、恐らく例えば強風で屋根が飛んだとか、そういう個人的な災害もあると思います。それから、貧困により公私の扶助を受ける者ということで、このことで適用させて免除した例はこれまでにあるでしょうか。

それから、先ほど短期被保険者証は、まず留め置かないで発行しているということでしたが、県の調査によると、例えば軽米町は3か月の期間なのですけれども、2か月を過ぎてから送っているということで、来ない人が悪いと言われれば、もうそれまでですが、大体高齢の方とか来づらい人もあると思います。電話をするなり、できるだけ早く発行するようにお願いしたいと思います。

それから、短期被保険者証はやめてほしいと思いますが、取りあえず6か月に期間を延ばすとか、そのような対応は考えられないでしょうか。よろしく申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 税務会計課総括課長、福島貴浩君。

〔税務会計課総括課長 福島貴浩君登壇〕

- 税務会計課総括課長（福島貴浩君） ただいまの江刺家議員のご質問にお答えします。

軽米町におきまして減免の規定を生かして、そういったケースがございますかということなのですけれども、ここ5年間、そういったケースはございません。

あと、納税者に対する指導でございますけれども、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正に努めるようにしております。

以上で答弁を終わります。

- 議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

- 町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいまの江刺家議員の短期被保険者証の交付の期間についてのご質問にお答えいたします。

短期被保険者証は、先ほど来ご説明をしておりますとおり、滞納されている世帯に対しまして、それぞれご事情があり、納付いただいていないという状況だと思われまして、町といたしましては一律に滞納処分することではなくて、納税相談等を通じ、それぞれのご家庭のご事情や変化を把握することによりまして、ご家庭の経済状況が悪化していると判断される時は、分割の納付額の引き下げをさらにするという事も実施しているところがございますし、さらに必要と判断される時は福祉担当課に取次ぎを行っているところがございます。そういったきめ細やかな対応をするためには、担当課といたしましては、やはり3か月程度の被保険者証の交付が望ましいのではないかというふうな考え方でやっているものがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） あと1点だけお伺いします。

短期被保険者証の発行は、今何件でしょうか。そして、受け取りに来ないという人は、いつも固定化していますか。受け取りに来なくて郵送するという方は、何件ぐらいか、分かったら教えていただきたいです。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

○町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年2月現在における短期被保険者証交付世帯数は51でございます。このうち未交付となっている世帯は23という状況になってございます。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。引き続き、生活困窮していると思われる方、どうぞ親身になって相談受けるという立場でよろしくお願ひします。

それでは、2つ目の質問に入ります。脱炭素、再生可能エネルギーの取組についてということで質問いたします。今世界各地で気候危機と呼ぶべき非常事態が起っています。ドイツの環境シンクタンク、ジャーマンウォッチによると、日本は2018年の西日本豪雨や猛暑、そして台風21号などがあった年には、気候変動を受けやすい国世界1位となったということです。そして、毎年これはやっているのです。翌年も台風19号の被害などで日本は世界第4位になったということです。私は、この3年間に再生可能エネルギーをテーマにした質問をするのは、今5回目です。それは、なぜかといいますと、私は再生可能エネルギーを推進しなければならぬと思っておりますけれども、気候危機があったとき緊急に解決されなければならぬ

らない問題ですが、そのための取組がさらに災害を招くようなことがあってはならないし、災害を心配する町民の声もたくさんあります。限りなく安全対策を図り、進めていただきたいと思います。この質問を何回もしております。

最初に、現在進行中の再生可能エネルギー推進計画の中の発電設備の種類及び規模について伺います。メガソーラーから風力発電なども加わっていると思います。また、発電量も増えていると思います。質問いたします。

2つ目は、自然破壊につながるような開発を防ぐために、メガソーラー規制条例を設けることについて、これは前回も質問いたしましたが、軽米町はあまり平らな場所がないので、山の斜面にソーラーパネルを設置しております。本当に山が黒くて、夜は黒光りをしているという、ちょっと不気味な感じなのですが、パネルを撤去する20年の間には、設備の老朽化や周辺の自然環境も変化してきます。木が伸びるとか、恐らく土も崖から土が崩れたりとかと、いろいろ環境が変わってくると思います。再生可能エネルギーの推進協議会というのがありますが、その会議の中での発言なのですが、ソーラーの現場を見回りしていると答えていましたが、見回りは会社側だけではなくて、町でも見回りをしていると思いますが、どのような状況で、再エネの担当職員が回っているのでしょうか。それとも地域整備課なのでしょうか。どのくらいの頻度で回っているのか、お伺いします。

また、町内にもちょっとした斜面とか空き地に、地面に設置するソーラー発電が増えてきました。斜面にも設置されていますが、災害のおそれのある場所や生活に影響する場合があります。ですから、ソーラー規制条例、メガソーラーでなくてもソーラー規制条例かもしれませんが、やっぱり設けて、危険な場所には造らないようにとか、何か規制をする条例が必要ではないかと思います。

それから、3つ目です。再生可能エネルギー推進協議会の委員からこんな発言がありました。釣り人から上流にメガソーラーがある川の濁りの収まりが悪いというような声がありましたが、それで現地確認、そのことについてどのように回答されたのでしょうか。小軽米の川の近くに住んでいる私の知り合いからも、メガソーラーができてからのような気がするけれども、雨がちょっと多めに降ると、川の水がすぐ増えて、増える時間が本当にあつという間に増えて、防波堤から越えるのではないかという不安を感じるという声も聞きました。水が増えるということについて、調査をしたことがあるか、お伺いします。

それから、4つ目です。これも協議会の会議で発言されていたことなのですが、発電の事業が終了し、設備を撤去するときの費用を会社は積立てすることになっているということでしたが、積立金を確認する必要があるのではないのでしょうか。改正FIT法では、2017年4月に積立て計画を立てて申請をするということになっていましたが、今は今年の7月からは太陽光発電の廃棄等の費用を積立制度がス

ターゲットとして、廃棄費用の積立てが義務化されます。町として確認しているか、また積立金の公表はあるかということを確認したいと思います。このときに、ちょっと私もあまり調べていなくてあれだったのですが、公表できる、そういうふうな売電からも積立金を差引かれるのと、また自分のほうで自主的に積み立てるという方法があるのではないかと思います。外部積立て、内部積立てと言うようですけれども、そのときは積立てを、外部積立てのときは積立金分かるわけですけれども、内部積立てのときは公表することに同意しないといけないということになっているようです。軽米町では、それを確認しているのでしょうか。また、経営形態がつくった会社そのものではなくて、何か山内の会社とか、軽米町の会社になっているようですので、その辺のところもどこが確認して、どこがちょっと分からないというところがあります。

それから、次、5番目ですが、これも協議会で災害を心配する方が発言したのですけれども、防災マニュアルがあるということでした。防災マニュアルは、まず周辺の住民、心配している方々にもこういうのですよとか、公表されているのでしょうか。

それから、6つ目です。国立環境研究所の土砂災害警戒区域に、ソーラー発電パネルを設置した場所が入っていないか。ハザードマップには表示できないということでしたが、もちろん確認はしているかとは思いますが、会社だけが確認しているのか、町でもちゃんとそれに照らし合わせて確認しているのか、伺います。

最後の7点目ですが、住宅の断熱化助成事業についてということですが、発電と、それから省エネと、やっぱりセットで進めてほしいと思うのですが、省エネの観点から断熱を進め、古い住宅など二重サッシや断熱材を入れるなどの助成制度をつくらどうかということをご提案します。では、お願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の脱炭素再生可能エネルギーの取組についてのご質問にお答えいたします。

1点目の現在進行中の再生可能エネルギー計画の発電設備の種類及び規模等について伺うについてお答えいたします。現在、町の再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の基本計画の中で、工事中の施設は高家太陽光発電所で、発電規模は36メガワット、本年12月末の完成を目指して順調に工事が進められており、進捗率は約53%となっております。

また、林地開発の手續準備中の施設は2か所で、折爪岳風力発電所は折爪岳北エリアに発電規模7.49メガワットで、風力発電を事業実施の予定であります。

山田地区に予定されている軽米山田太陽光発電所は、発電規模が6.3メガワッ

トの太陽光発電となっております。この2つの地区については、今後工事着工前に住民説明会が行われる予定でございます。

2点目の自然破壊につながるような開発を防ぐために、メガソーラー規制条例を設けることについてお答えをいたします。太陽光発電等の乱開発防止については、現在ハード面とソフト面で対策を取っております。ハード面につきましては、大雨に対する対策として岩手県の林地開発許可基準に基づき、洪水調整池を設置し、大雨が降っても一度に流れないように貯留して、少しずつ放流していく設計となっております。これに基づき、軽米西山太陽光発電所に1か所、軽米西ソーラーに12か所、軽米東ソーラーに17か所、軽米尊坊に4か所の調整池を設置しております。

ソフト面につきましては、各事業者が設備、整備計画の認定をする際に、認定条件を付しております。その認定条件の第1番目に異常気象時における当該林地開発に起因する災害が発生しないよう、あらかじめ気象予報に応じた警戒配備計画や、開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じることとしております。これを受けて、事業者は、警戒配備計画、点検計画を策定します。また、発電施設の管理を受託した会社の職員が施設の安全確認の点検を実施し、必要に応じて水路の補修、調整池のしゅんせつを実施しております。さらに、町では、平成27年3月に再エネ法に基づく再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画を策定しており、その中で環境保全や災害防止、景観資源や地域貢献、開発面積10ヘクタール以上の環境現況把握調査の実施を定めており、自然破壊につながるような開発を防ぐための内容を盛り込んでおり、新たな条例の制定は必要がないものと考えております。今後とも再エネ事業計画策定に当たっては、これらの項目の遵守指導を徹底してまいります。

3点目の釣り人から上流にメガソーラーがある川の濁りの収まりが悪いという声につきましては、それぞれのメガソーラー事業は岩手県の林地開発許可基準に従い、材料や高さ、勾配等が設計されており、遊水や排水対策及び土砂の流動化防止策を行っております。また、先ほど申し上げたように、設備整備計画の認定に当たり、異常気象時における当該林地開発に起因する災害が発生しないよう、あらかじめ気象予報に応じた警戒配備計画や、開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、万全の措置を講じることという認定条件を付しております。この認定条件に基づき、既に発電開始している軽米西山太陽光発電所や、軽米西、東太陽光発電所、軽米尊坊ソーラー発電所や、工事中の軽米高家太陽光発電所においても川の濁り水など、災害が発生しないよう万全の体制を取っており、特に苦情等をいただいたことはございませんが、引き続き指導、管理に努めてまいります。

4点目の発電事業が終了し、設備を撤去するときの費用を会社は積立てすることになっている。積立金を確認する必要があるのではないかにつきましては、各発電

施設の設備整備計画に撤去費用が明示されており、発電事業終了後の解体撤去、処分及び原状復旧の費用として積み立てることとなっておりますので、発電事業者から報告を受けながら、引き続き適切に指導してまいります。また、各発電所は、町と再生可能エネルギー発電設備の原状回復等に関する協定を締結しており、発電事業終了後は事業者側で撤去及び原状回復が実行されることになっております。

5点目の防災マニュアルは、周辺住民に知らせているのかにつきましては、住民説明会等で防災マニュアルである警戒設備計画指針や、工事期間中災害情報伝達指針の内容などを説明しておりますが、今後も町民再エネ視察や、広報かるまい等で丁寧な説明に努めてまいります。

6点目の土砂災害警戒区域に設置されていないかにつきましては、岩手県土砂災害警戒区域には町の基本計画の再エネ施設は計画されておらず、また設置もされておられません。

7点目の住宅の断熱化助成事業につきましては、今のところ町の助成事業はありませんが、脱炭素社会の町づくりを推進するためには、ネットゼロエネルギーハウスと呼ばれる高断熱、太陽光で発電する省エネルギー住宅などを普及されることが重要と考えておりますので、将来的には国や県の制度を参考にしながら、助成事業についても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 先ほどの答弁の中で、岩手県の土砂災害警戒区域の中には設置されていないということを答弁になりました。私が条例をつくったらどうかというのでは、推進計画の中にあつた業者たちはそこをやっているかもしれませんが、そのほかの、例えば西里のところにもありますし、小軽米のほうにもあります。かなり急斜面にやっているところもありますけれども、そういうところなんかも確認する必要があるのではないかということで、やはり条例をつくっているところも随分増えているそうですので、そのことをつくることを検討していただきたいというお願いでした。

それから、岡山県の美作市というところがありますが、ここでは事業用発電パネル税というのを創設して、用地1平方メートル当たり50円を5年間徴収する制度をつくったということがニュースにありました。この財源は、防災対策、自然環境対策、生活環境対策の費用に充てるということです。当町でもパネル税徴収を検討してみてもどうでしょうか。

また、先ほどは、住宅の断熱化ということで発言しましたが、私が一昨年に軽米中学校の照明をLEDに、そして窓を二重サッシにしてほしいというようなことを

発言いたしました、やはり再エネとセットの省エネルギーということで、これはどうなっているのか、お伺いします。このことについて答弁を聞いて、この件についての質問は終わりたいと思います。

ここ数年SDGsという持続可能な社会という言葉は何回も聞いておりますが、目先のもうけを増やせばいい、あるいは後は野となれ山となれというような考え方とは決別して、雇用も暮らしもよくする持続可能な経済成長と脱炭素を同時に進める取組、それをグリーンリカバリーと言うのだそうです。日本語で言うと、緑の復興です。これは、コロナ禍で落ち込んだ経済を立て直すということで、既に世界で始まり、広がっているということです。グリーンリカバリーが軽米町でも広がることを望んでいます。

最後に、今テレビのニュースで何回も流れますが、温暖化の最大の敵は戦争という、そういう調査があります。この場をお借りして、ロシアのウクライナ侵攻に抗議して、この質問は終わります。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 再生可能エネルギー推進室長、梅木勝彦君。

〔再生可能エネルギー推進室長 梅木勝彦君登壇〕

○再生可能エネルギー推進室長（梅木勝彦君） ただいまの江刺家議員のご質問にお答えいたします。

パネル設置等の条例の設置ということでございますが、こちらにつきましては今ご提言をいただきました。事業以外の設置の部分につきましては、現状把握をしながら、パネル設置の状況等も確認して、必要となれば条例設置に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、事業発電パネルのパネル税というふうなお話をいただきました。こちらにつきましては、当町におきましてはめぐみ基金というふうな形で事業者からはお金をいただいているというふうなことでございますので、こちらを農業といった部分ばかりではなくて、様々な環境部分でも活用できるような形で進めてまいりたいというふうなことで考えているものでございます。

それから、住宅の断熱化の中で、小軽米小学校の公共施設等のガラスの交換であったり、あるいはパネルの設置というふうなお話がございましたが、こちらにつきましては現在国の脱炭素交付金のほうに申請をしてございます。認定になった暁には、小学校等公共施設については再生エネルギーを活用しました電気の供給等について検討してまいりたいというふうなことで進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

〔教育委員会事務局総括次長 大清水一敬君登壇〕

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 私のほうからは、中学校の蛍光管の改修

という部分のところでございますが、当時P C Bを含む交換を処理するという、交換をするという予定で動いたこともございましたが、その際に蛍光管のほうにはP C Bを含むものがないということで、現在は修繕、蛍光管が切れるたびに交換する部分についてはL E D化にしているということで随時やっているというところでございます。

それから、断熱に関する改修というような計画等については、特に中学校ではございません。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 軽米中学校の件については、ここに載せていない突然の質問で、答弁ありがとうございます。

それでは、3つ目の質問、会計年度任用職員の給料の引上げについて質問いたします。会計年度任用職員の制度は、2020年4月から始まりました。非正規職員の処遇改善という当初の目的とは少し遠くなり、新たに期末手当が支給されることになりましたが、月例給が減額されたり、また雇用の任期も不安定なものです。民間なら5年働けば無期雇用になる無期転換ルールも、会計年度任用職員には適用されません。このような中、コロナが感染する中、子供たちを相手にする、また住民を相手にする職業の会計年度任用職員の方、本当に正職員の皆さんと一緒に作業も増えて、頑張っていると思います。

ニュースでもありましたが、政府は、令和3年11月19日、コロナ克服新時代開拓のための経済対策というのが閣議決定されまして、看護、介護、保育、幼児教育、放課後児童支援員など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において、働く方々の収入を主に3%、月平均9,000円引き上げることとしました。国の補正予算も成立したということです。申請が遅れた場合は、2月、3月分を一時金として支給も可能であるというふうに述べていますので、対象となる職員にはぜひとも対応をしていただきたいと思いますと思いまして、よろしく申し上げます。答弁をお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の会計年度任用職員の給料引上げに関するご質問にお答えいたします。

会計年度職員任用制度につきましては、臨時職員や非常勤職員に関わる任用や、服務規律等、法的に明確なものとするため、地方公務員法と地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日から導入されたものであります。制度の導入に当たりま

しては、同一労働同一賃金の理念の下、給与水準は職務の内容や責任、職務遂行上、必要となる知識、技術及び職務経験や民間の給与水準等が考慮された給与水準となることとされているほか、同様の職務を行う正規職員との健康を考慮して、給与及び勤務条件を決定しております。また、正規職員の給与等に関しましては、人事院による勧告等を基に改定されていることから、会計年度任用職員の給与等についても同時に改定が行われるものとなっております。

令和3年11月の閣議決定は、看護、介護、保育、幼児教育等、賃金等が公的価格制度の影響を公的部門における職種の処遇を民間部門に先んじて改善するとし、職務の内容や責任、職務遂行上、必要となる知識等のほか、民間の給与水準等も考慮し、見直すこととされております。当町においては、前述のとおり、現状においてもそれらの要件を踏まえ、さらに他の職種とのバランスも考慮された給与体系であると考えておりますが、今後の国や県からの情報や、近隣市町村の動向も注視しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 会計年度任用職員につきましては、先ほどの質問で終わりたいと思いますけれども、特別委員会の際に、前回の臨時議会だったかな、公的な職場は該当しないというような答えをいただきましたので、私は盛岡市のほうに電話をして聞きましたら、「ああ、そういう勘違いしているところが多いのだよな」とかと言いながら、資料を一式と申請用紙まで全部送っていただきました。私が用紙をもらったからといって申請はできないのですが、例えば埼玉県が80%申請したとか、それは公的な職場です。岩手県でも、もうやっているところがあるはずですよ。76%……まず、急いで調査をしていただいて、漏れがないようにお願いします。さっき事務的に遅れた場合は、2月、3月に一時金でも対応するというような国からの通知がありましたので、どうぞ急いで確認をお願いします。

それでは、次の質問に。町長の施政方針演述の中から3項目を質問いたします。まず、後期高齢者医療事業について。なかなか後期高齢者の質問をすることは無いのですが、後期高齢者医療事業について、後期高齢者医療制度の財源は、患者が医療機関で支払う自己負担のほかに1割、そして現役世代と支援金が国保や被用者保険から4割、国が4割となります。保険料は、年金から差し引かれるのですが、年金から差し引かれる金額は後期高齢者保険料、また介護保険料など、本当に国民年金から引かれる金額が大きくて生活が大変だという声をよく聞きます。政府では、昨年の12月に一定以上の収入がある75歳以上の高齢者の医療費について、2022年、今年の10月から窓口負担を1割から2割に引き上げるという法案が可決

されました。窓口負担は、2割かと思うかもしれませんが、今まで1割払っていた立場からすると、2割というのは倍になるわけです。本当にそれまでは後期高齢者医療とか、老人保健がないときは子供たちの扶養家族になって、保険料も年金から引かれることがなかったわけですから、今は年金から引かれて、さらに病院の窓口で2割になる人もあるということで、これから今までかかっていた病院の受診行動が変化するのではないかと。政府では、お金が倍になるということで病院に行かなくなるだろうということ、そして医療給付が年間1,050億円も減少すると試算しているそうです。1割から2割に引き上げられるということは、本当に受診を控えて病状が悪化するおそれがあります。保険料を払って受診料が払えないということにならないか心配するものです。

質問の1つですが、町長は、施政方針の中で後期高齢者事業については、保険料の確実な収納と徴収に努めるとともに、各種検診の受診率向上を図ると短く述べています。昨年の施政方針もこれと全く同じ内容でした。後期高齢者は、現在75歳以上、何人ぐらいで、全人口に占める割合は何%ぐらいでしょうか。また、保険料は、特別徴収と普通徴収がありますが、どのようなときに未納が発生するのでしょうか。年金から差っ引かれるので、何か未納が発生するということがよく分かりません。

それから、普通徴収というのは、どういう人が普通徴収されるか。これは、後期高齢者保険ですので、本当に後期高齢者の人しか知らないような内容で、そのことをお伺いします。

そして、未収分があったときに、保険証を出さないとか、国保の滞納者のように短期被保険者証とか資格証明書というのがあるのでしょうか。そして、そういう対象になった人が軽米町の住民の中にもありますか。お聞きします。

それから、2つ目ですが、受診、施政方針演述の中で検診の受診率向上を図るということをわざわざ述べていますので、今年から5年間、団塊の世代と呼ばれる人たちが後期高齢者に入っていきます。この世代の人たちが元気に自立した生活を長く続けられるような取組がますます必要になってくると思います。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のときは、接種率がとても高かったのですが、これに倣って検診率も高くなれば良いかと私は思います。なぜ高かったのかなと考えたら、連絡方法、はがきでいつ受けますよとかという連絡方法や、それから送迎があったというのが大きくないかなと思います。受診率が大変高いところを聞くと、送迎があったり、例えば来たら500円の商品券を上げますとか、いろいろ工夫しているところがあります。そこで、私は、検診も送迎があれば受診率向上につながるのではないかなということ、その取組はどうでしょうかということをお伺いします。そのほかについても、何か受診率向上に向けて軽米町独自の取組がありましたら、お伺

いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の後期高齢者医療事業についてのご質問にお答えいたします。

最初に、1点目の保険料の確実な収納と徴収について、保険料額の推移と未収があった場合の対応について伺うのご質問についてお答えいたします。後期高齢者医療保険料につきましては、岩手県後期高齢者医療広域連合で均等割額と所得割額の保険料率を2年ごとに見直しを行っております。保険料率は、県内均一となっており、平成26年から均等割額は3万8,000円、所得割率7.36%となっております。令和4年度は、見直しの年となっており、所得割率は据え置かれますが、均等割額は4万900円に引き上げられます。

後期高齢者医療保険料の徴収方法は、年金から天引きされる特別徴収と口座振替、納付書で納付する普通徴収の2種類となり、未納のほとんどは普通徴収分となっております。後期高齢者医療保険料は、岩手県内全市町村の75歳以上の後期高齢者が加入する保険で、公平な保険料負担を担保するため、岩手県後期高齢者医療広域連合の規則等により、未納があった場合の対応としては、短期被保険者証と資格者証の取扱いが限定されています。町では、被保険者が保険料の未納により不利益を生じないように、家庭を訪問して詳しく制度を説明しながら、状況に応じた分割納付計画などにより未納の早期解消につなげ、保険料負担の公正、公平の確保に努めております。

次に、2点目の後期高齢者の各種検診の受診率向上について、どのような取組がされてきたかについてお答えいたします。町では、4月、5月に各種がん検診を実施し、6月には高齢者や若者を含めた健康診断を町内各地に出向き、実施しております。また、この時期に受診できなかった方のために、集団検診のほか個別検診も取り入れるなど、全ての年齢層に対する受診率の向上に努めております。そうした取組により、令和元年度の後期高齢者の健康受診率は、平成27年度に比べ5%ほど上昇しており、国や県の受診率を上回っている状況でございます。令和2年度から令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでおりますが、検診も医療も未受診であり健康状態が不明な方につきましては、家庭訪問による受診勧奨などを行い、検診受診率向上に努めております。受診会場へ送迎をしてはどうかのご提言につきましては、町内各地で検診を実施することにより身近な会場で受診できるなど、受診率向上へつながっていることから、今のところは送迎については検討していない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） それでは、税務会計課総括課長、福島貴浩君。

〔税務会計課総括課長 福島貴浩君登壇〕

○税務会計課総括課長（福島貴浩君） それでは、軽米町の保険加入の状況ということでございますけれども、令和4年1月末の状況でございます。国保加入者が2,319人、後期高齢者は1,909人、その他の社保等でございますけれども、4,234人となっております。割合で見ますと、国保が28%、後期高齢者が22.4%、その他社保等は49.6%となっております。

以上で答弁を終わります。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

○町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいまのご質問に対して、何点かお答えいたしたいと思えます。

後期高齢者の窓口負担の割合が1割から2割となるということに関しましては、本年の10月1日から一定以上の所得がある方は現役並み所得者を除きまして、窓口負担割合が2割となります。これは、後期高齢者、これは75歳以上でございますが、後期高齢者の医療費のうち窓口負担を除いて約4割は現役世代が負担、これは支援金となっております。今後医療費の増大がますます見込まれる中、現役世代が年々減っていくという状況も踏まえ、負担を抑え、国民皆保険制度をつないでいくための見直しということでございます。また、施行から3年間につきましては、2割負担となる方につきましては、窓口負担割合の引上げに伴う外来医療費の自己負担増加額を1か月で3,000円までに抑える配慮措置を講じることとしてございますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、特別徴収と普通徴収の違いについて申し上げたいと思えます。特別徴収につきましては、説明するまでもなく、年金から介護保険料や後期高齢者保険料を源泉させていただいているものでございます。1月末現在の高齢者医療の被保険者数が1,909人、このうち年金から徴収させていただいている方がおおむね1,600人でございます。そして、普通徴収で年8回納めていただいている方が1,909人のうちおおむね200人となっております。これは、主に年度途中、新たに前期高齢者から後期高齢者に加入された方が切替えの関係で普通徴収に、ほぼそういう方が対象でなっておるところでございます。毎年10月が切替えの年ということになっておりまして、ただ例えば今誕生日を迎えて75歳になっても今年の10月ではなくて来年の10月が切替えの月というようなことだということでございます。そういう方が約24%おられまして、令和3年度総額6,000万円ほど保険料として自己負担保険料をいただいているところでございますが、そのうち普通徴収が約1,600万円、24%分をいただいているところでございます。

それから、最後に、短期被保険者証の該当者についてもお尋ねがあったと思いますが、現在1名該当されている方が普通徴収の方でおられまして、現在分納計画によりまして分納納付をしていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。短期被保険者証の方が1名ということで、75歳以上になるといろいろ来たお手紙を読んで理解したりとかできなくなったりする人もいますので、何か滞納している場合はいろいろ親切にというか、きめ細かな何か援助といいますか、知らないでためていくことがないようによろしくをお願いします。

それから、現役世代の負担を減らすために、高齢者が1割から2割負担になるのだというようなことがありました。ちなみに、このことによって、現役世代の負担が減るのは、1人当たり1か月30円だそうです。政府のほうでは1,050億円も医療費が減ると喜んでいるということでした。

そして、ちょっとこの質問要旨の中には入っていないのですが、検診の受診率を上げるための要望といいますか、先ほど車は今のところ必要ないと言いましたが、コロナの手厚い送迎、タクシー代も出してくださったということで、受診率が七、八割のところは、やはり車の送迎をしているようです。

それから、要望なのですが、検診に行けなかった方は、病院でも受けられるように、後で個別検診をしているということでしたが、病院で受けられるようになっているのでしょうか。

また、検診項目に、私前も発言したことがあります。聴力検査と眼科検査も加えることはできませんか。軽米町には、耳鼻科、眼科がないので、検査に入れていただければ助かります。お願いします。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、内城良子君。

〔健康福祉課総括課長 内城良子君登壇〕

○健康福祉課総括課長（内城良子君） 江刺家議員からの検診について、個別検診はどこ
の病院で受けられるかというご質問にお答えいたします。

まずは、特定健診につきまして、八戸西健診プラザで個別検診は受けられること
になってございます。

あと、聴力検査につきましては、まず状況等を把握しながら、検診等を検討して
いきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 町内にも個人の医院が2か所、また県立軽米病院もあるので、町の集団検診を受けられなかった場合、町内の病院でも受けられるようにしていただければ助かると思います。要望いたして、この質問については終わります。

次に、大規模養鶏団地と大規模園芸施設の誘致についてお伺いします。令和3年度から令和4年度にかけて、令和3年度にもこの2つが載っておりました。施政方針に挙げられておりましたが、この2つの施設ですが、建設場所や事業内容、また規模、開設事業者などについて情報を知りたいと思います。大規模養鶏団地の誘致については、県との林地開発許可に向けて協議中であると書いてありましたが、町が県と協議しているのでしょうか。また、大規模養鶏団地は、ちょっと昨年ではなくて、もうちょっと前から何か計画があったというふうに思っていますが、ここまで時間がたってきたという経緯について、例えばここが、予定した場所が土砂災害区域だとか、また地権者の反対とかがあったとか、また……すみません、ここに「土地開発」と書いていましたが、これは「林地開発」の間違いです。林地開発に問題があったとか、ずっと長引いていることについてお伺いします。

あとは、大規模園芸施設の誘致についてということで、現地法人の設立、事業計画の策定準備を進めているようですが、着実に事業を推進すると言い切っていますので、これ場所とか、どういう作物を生産するのか、また雇用はどのぐらいなのか、ちょっとその情報をお聞きします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の大規模養鶏団地と大規模園芸施設の誘致に関するご質問にお答えいたします。

1点目の3年度の大規模養鶏団地と大規模園芸施設の誘致は、施政方針にもあった事業であるが、建設場所や事業内容、開設事業者についてお答えいたします。大規模養鶏団地につきましては、民田山地区に事業面積約14ヘクタールで計画されており、令和2年に現地法人を設立し、現在県と林地開発許可に向けて協議を続けているところでございます。

大規模園芸施設につきましては、昨年10月22日に町と株式会社MOVIMASとの次世代型農業に関する包括連携協定を締結したところであり、現在は小軽米地区の実証圃場において縦型水耕栽培施設により栽培実証しております。この施設では、ハウス内の温度や湿度、苗に与える液肥などを自動供給管理できるシステムを導入しており、今後商業ベースの施設整備と生産開始を進めていく予定としております。

また、施設面積が1ヘクタールを超す大規模なガラスハウスの園芸施設誘致につ

きましては、事業に興味を示している事業者と建設候補地などについて協議するところでございます。

2点目の土地開発許可や、地域で問題になっていることはないかとの質問につきましては、いずれの施設におきましても土地開発許可や、地域で問題になっていることは、特にないと伺っております。

3点目の鳥インフルエンザに対する取組につきましては、大規模養鶏団地予定事業者においては、岩手県家畜保健衛生所の指導の下、基本的な鳥インフルエンザに対する防疫対策に取り組んでいると伺っており、大規模養鶏団地の誘致に特に支障はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。縦型水耕施設というの、これは新聞にも載った施設でしょうか。養鶏団地のほうですけれども、養鶏団地はブロイラーでしょうか、それとも卵のほうでしょうか。最近久慈市で鳥インフルエンザがありまして、去年は三戸町で発生しました。県北にこれ以上養鶏団地が集中することに、本当にこういうのがあったときにとても心配するのですが、こういうふうに県北に……九戸村にもたくさんありますし、集中することについて、獣医でもある町長はどのようにお考えでしょうか。

また、養鶏団地と聞きますと、養鶏場に行けば敷地が真っ白になるように消毒液でしょうか、薬まいてありまして、そして雨が降るとそれが水路に流れていくわけです。それについては、現在ある小さめの施設でもあると思うのですが、自然に影響を与えないのかということが心配されます。日本では、1990年頃のブロイラー飼育農家は8万6,500戸もあったそうですが、今は3,300戸まで減少しているという調査があります。1戸当たりの飼養数が4万3,000羽と、その当時に比べるとすごいマンモスの経営形態になっています。鶏舎は、多分世界では今アニマルウェルフェアといって動物福祉というのがありまして、日本の大手養鶏業者がケージという、窓がないバタリーケージ飼育ということで、感染対策のために窓もなく、薄暗い中で飼育しているということですが、今造ろうとしている施設はどのような施設でしょうか。まず、ヨーロッパ、EUではアニマルウェルフェアということを経にして、そしてそれを日本でもそういう制度を取り入れていくという動きがあったようですけれども、今ストップしているのでしょうか。アニマルウェルフェアの国際基準化という流れに対して、前の農水大臣が何か収賄の容疑で捕まったという事件がありましたけれども、その施設の飼養形態はどのような形態でしょうか。お伺いします。では、よろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 鳥インフルエンザの件に関しましては、全て殺処分で周辺にあまり大きな養鶏団地がなかったというふうなことです。終息しておるようでございます。恐らく野鳥が持ってきて、野鳥のほうで鳥インフルエンザのウイルスが検出されておりますので、その死んだ鳥をカラスがつついて、カラスはよく養鶏所の餌を食べに来ますので、そういった関係ではないかとは言われておりますけれども、今後大いにこれは注意していかなければならないものと思っております。

それから、養鶏所というか、鶏舎はウィンドウレスで窓が全くない、非常に限定されたというか、遮断されたような、そういうふうな鶏舎でございます。ブロイラーでございます。それで、今鶏ふん発電所が晴山地区にある。それから、大きな処理場が久慈市にありますので、そういった点で鶏のブロイラーの場合は餌の運搬、それから鶏ふんの運搬、それから出荷する鶏の運搬、そういった運搬料がコスト的に占める割合が非常に大きくなっておりますので、そういった面ではちょうど小軽米地区が一番利便性が高い地域でございますので、そういった点もあって、そちらに造りたいというふうなことでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 先ほどの江刺家議員のご質問にお答えします。

新聞報道にあったものかということでございますが、軽米町と株式会社MOVIMA社と連携協定を締結しまして、小軽米地区にハウス1棟、200平方メートルをお借りしまして、ただいま実証試験をしているところでございます。栽培作物につきましては、コゴミ、ブロッコリーなど、湿度あるいは温度管理、成長度合いなど、軽米町に適しているかという部分を実証いたしまして、今後に向けて進めてまいりたいということで考えているものでございます。

以上、答弁にさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） これから建設される大規模養鶏団地ということなので、最新式のヨーロッパで、これから国際的な基準になるであろうという窓もついて、そういう飼育場になるのかなと思っていましたが、多分これからそれが国際基準になっていくということなのですけれども、ちょっと残念です。

あと、ブロイラーの殺処分というのは、これは埋めてしまうのですか。それとも焼くのかな、ちょっと分からないのですが、三戸町であったときも久慈市であった

ときも、役場の情報無線で流してほしいなと思いました。というのは、野鳥がもしも倒れていたり死んでいたら、触らないで役場に連絡してほしいという、そういう放送をしてほしいなと思いました。これでこの質問、5番は終わります。

次、質問、6番、かるまい交流駅（仮称）の整備事業について質問します。2人の方が質問しましたので、私がちょっと気になっていることを質問いたします。今工事が盛んに行われています。工事現場は、足場が道路にはみ出すような部分もあって、大きなクレーンを使って鉄骨を組む作業が行われています。足場が敷地からちょこっとはみ出すようなということでしたので、今さらながら、本当に場所がどうだったのかなと、また思います。廃棄物の撤去で工事完了がまず遅れているということですが、これからの工事の見通しについてお伺いします。コロナ禍でいろいろな流通もスムーズにいかなくて、資材の調達とか、または働く人の関係とか、工事の進捗状況は今どうなっているのか。町長は、来年の5月の完成予定と言っていますが、資材の調達、作業員のことなど、これから遅れることはないのでしょうか。また、心配するのは、いろいろガソリンも上がっていますけれども、経費がまた膨らむのではないかという心配をしております。

それから、もう一つは、公民館活動、図書館活動などを引き継いでいくという、これは前から決まっていたことですがけれども、私がよく高齢化が進んで、人口減少が進んでいくから、いや、もう本当に必要なのかなという声も聞きますけれども、まず体育設備については最近声を聞きますけれども、なぜ体育館にトレーニングルームがあるのに、あそこにもつくるのかなということです。私は、経費もかさんできたし、あそこは体育、トレーニングルームではなくて、さっきも、これは今思いついたことなのですが、子供たちが外で遊ぶ、それで何か雨が降った日の遊ばせる場所がないという声も聞きますので、もしあれだったら、そこは体育の設備を置かないで子供の遊ぶ場所というのものではないかなと思います。町民の方からそういう声がありましたので、少しでも経費を膨らませないようにということで、ちょっとそのことを提案いたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員のかるまい交流駅（仮称）整備事業についてのご質問にお答えいたします。

最初に、建設工事の進捗に関わるコロナ禍の影響についてお答えいたします。現在、建築工事、機械設備工事及び電気設備工事が進められており、各工事で使用されている資材全般について、新型コロナウイルス感染症の確認前に比べ、発注から納品までの期間が長くなってきております。特に半導体関係製品の納期が遅れる傾向にあります。現在のところ資材や作業員の調達等に関わって、工事の進捗に

支障を及ぼすような事態は発生しておりません。

次に、体育設備は、設計から削除したほうがよいのではないかとのご質問にお答えいたします。かるまい交流駅（仮称）の建設計画につきましては、建設検討委員会や関係機関、団体の皆様からもご意見をいただき、整備を進めてきたところであります。議員ご指摘のトレーニングルームの利用につきましては、中央公民館で行ってありましたダンス教室やヨガ教室、エアロビクス教室などを実施するスペースとして、フィットネスルームを併せて活用したいと考えております。また、百人委員会に参加いただいた方や若者会議などで、トレーニングルームへの各種マシンの設置につきましては多くの要望をいただいていることから、子育て世代や若い世代の方々の利用に加えて、子供から高齢者まで気軽に利用いただけるような施設にしたいと考えております。建設工事では、これらのマシンを導入できるスペースと電気設備等を整備する予定であり、トレーニングルームの活用方法や備品の整備につきましては、運営検討会等でも協議を進めながら、町民のニーズに対応した備品の整備により広く町民にご利用いただけるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） かるまい交流駅（仮称）、今日も2人の同僚議員が質問いたしました。私も廃棄物が出たことについては、本当に最初に購入するときちゃんと検査をしなかったからではないかなということ、県に要望するのはどうなのかなと思います。私のうちもあそこのそばなので、あそこの環境は随分変わるなと思って心配したりしています。工事がもうここまで来たら、やっぱり無事に終わるように、順調にいくように、これ以上お金がかからないように、何かしていただきたいと思えます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松浦満雄君） 以上をもって本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 次の本会議は、3月14日午後2時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 4時06分）